

第百三十二回国会 衆議院 農林水産委員会 會議録 第二一 号

平成七年二月七日(火曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

委員長 中西 續介君

理事 久間 章生君

理事 松岡 利勝君

理事 小平 忠正君

理事 鉢呂 吉雄君

赤城 徳彦君

岸本 光造君

栗原 裕康君

徳田 虎雄君

浜田 靖一君

松下 忠洋君

御法川 英文君

石破 茂君

木幡 弘道君

実川 幸夫君

畑 英次郎君

増田 敏男君

山岡 賢次君

石橋 大吉君

沢藤礼次郎君

玄葉光一郎君

出席國務大臣

農林水産大臣 大河原太一郎君

出席政府委員

農林水産大臣官 房長 高橋 政行君

農林水産大臣官 房審議官 紀内 祥伯君

農林水産省経済 局長 東 久雄君

農林水産省構造 改善局長 野中 和雄君

農林水産省農蚕 園芸局長 日出 英輔君

理事 二田 孝治君

理事 倉田 榮喜君

理事 仲村 正治君

理事 錦織 淳君

菊池福治郎君

栗原 博久君

七条 明君

中川 昭一君

保利 耕輔君

三ッ林弥太郎君

山本 公一君

大石 正光君

鮫島 宗明君

千葉 国男君

初村謙一郎君

矢上 雅義君

山田 正彦君

遠藤 登君

辻 一彦君

藤田 スミ君

委員の異動

二月七日

辭任

木幡 弘道君

前島 秀行君

同日

辭任

鮫島 宗明君

沢藤礼次郎君

同日

補欠選任

木幡 弘道君

前島 秀行君

同日

補欠選任

木幡 弘道君

前島 秀行君

同日

補欠選任

木幡 弘道君

前島 秀行君

同日

補欠選任

木幡 弘道君

前島 秀行君

同日

補欠選任

木幡 弘道君

農林水産省畜産 局長 高木 勇樹君

農林水産省食品 流通局長 鈴木 久司君

農林水産技術会 議事務局長 山本 徹君

食糧庁長官 上野 博史君

林野庁長官 入澤 肇君

水産庁長官 磯西 迪雄君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 黒木 敏郎君

本日の會議に付した案件

青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案(内閣提出第四号)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六号)

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

○中西委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案及び農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

まず、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより趣旨の説明を聴取いたします。大河原農林水産大臣。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大河原國務大臣 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年、農業をめぐる情勢は著しく変化しております。また、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴い、我が国の農業経営を取り巻く環境は一層厳しくなっていくことが懸念されております。

こうした我が国の農業をめぐる急激な環境の変化に対応するためには、従来を大幅に上回るペースでの農地の流動化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を実現することが緊急課題となっております。

このため、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策の一環として、一昨年の農業経営基盤強化促進法の改正で整備された農地保有合理化事業について、その積極的な推進が可能となるよう、農地保有合理化法人に対する支援の強化を図るとともに、育成すべき農業経営に農用地の利用を集積するため、農地保有合理化法人による農用地の買入れ協議制度の創設等の措置を講ずることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農地保有合理化事業について、その積極的な推進が図られるよう、農地保有合理化法人に対する支援を強化することとしております。具体的には、農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金についての債務保証等を新たに実施することとしております。

なお、支援措置を行う法人を農地保有合理化支援法人として位置づけ、必要な監督を行うこととしております。

第二に、所有者から農業委員会に売り渡しの申し出があった農用地について、担い手の集積を図るため、農地保有合理化法人による買入れが必要である旨の農業委員会の要請を受けた場合において市町村長が特に必要と認めるときは、農地保有合理化法人は買入れ協議を行うことができるとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容

容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて本案の趣旨の説明は終わりました。

○中西委員長 次に、ただいま議題となっております四案について議事を進めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。倉田栄喜君。

○倉田委員 新進党の倉田でございます。

本日の委員会は法案審議でございますが、お許しをいただきまして、まず冒頭に阪神大震災に関連をいたしまして若干の御質問をさせていただきますと存じます。

もう既に御案内のとおり、お亡くなりになった方が五千二百名を超えて五千三百人にも迫ろうとしておる。中には倒壊の建物の生き埋めになったままで助けを待つ間もなく火災でお亡くなりになった方もいらっしゃるだろう、こんなふうに思います。お亡くなりになった方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、また被災をされた方に心からお見舞いを申し上げます。

また、今回の大震災に際して思いますことは、昨年末、三陸はるか沖地震がございました。我が新進党といたしましても、緊急に現地に行きまして、政府に要望いたしました。その直後の今回の大震災でございました。政府の対応、また日本のかような大震災被害に対する対応のシステム、私もこうして国会に備かせていただいております政治家の一人として、本日に強い危機感を感じております。

この後だつてこの東京に、あるいは神奈川に、関東に、大震災が起こるかもしれない。そのときに三陸はるか沖地震の経験、そして今回の大震災の経験、これを十分に生かして、被害を最小限に抑えることができるかどうか。また、被災が起ったただで済むだけ早くその回復力を持つことが

できるかどうか。政治に課せられた大きな責任であらうかと思ひます。

同時に、現実には大震災で被災を受けておられる方々にどう救援の施策を示していくことができるか、復興のプランを具体的に示していくことができるかどうか。行政に、政治家に課せられた責任はまさに重大であります。

そこで、まず農林水産大臣にお聞きをいたしましたと思ひます。

今回の大震災についての農水省でやらなければいけないことはいっぱいあると思ひます。その対応。そして同時に、この大震災の被害状況を見ながら次の被災に備えなければならぬことも大臣御承知のとおりだと思ひます。被害をできるだけ最小限にしていく、そしてできるだけ早い回復力を持つ、これにどう具体的なプランを示していくか。

まず、今回の阪神大震災に関連をいたしました、農水大臣のその大震災に対する姿勢と、そして今後の復旧、復興、そしてさらには次の被災に備えるための地震対策のあり方、その決意をお伺いをいたしたいと存じます。

○大河内閣務大臣 お答え申し上げます。

農林省といたしましては、今次の大震災に対する応急対策を含めての対策としては食糧の供給確保でございます。これにつきましましては、災害発生早々政府米等三千トンを現地に送りまして、乾パン十万個等々で応急の措置を講じたところでございます。

なお、他の生鮮食料品なり加工食品等についても必要でございますので、関係団体に対してその被災地向けの供給確保についての要請をし、促進をしたところでございます。

さらに進みまして、本省体制の整備はもちろんでございますが、神戸市に農林省独自で食料品供給対策本部をつくりまして、県、市と綿密な連絡をとり、県の樹立した食糧確保計画による各品目の提示を受けまして、これに対する確保方の措置をとったところでございまして、現段階におき

ましては、食糧については差し当たつての必要な状況を満たしておる、そういう判断をしておるところでございます。

なお、そのほか御案内のとおりでございます。淡路島等においては、非常に家屋の倒壊等痛ましいような、死亡者の方々も出たのですが、農林漁業地帯でございまして、特に漁港なり、あるいはあそこはため池地帯でございまして、ため池の破損等々の被害が甚大でございましたので、これについても早期に関係官を派遣いたしまして、応急工事あるいは今後の復旧の対応等についての措置をとってきたところでございます。

なお、制度といたしましては、一月二十五日には激甚災害法の指定、これは公共土木関係でございますので、漁港あるいは林地荒廃防止施設等に関する災害が対象でございます。それから、農林漁業関係の施設災害復旧は、二月三日に決定いたしました八日に激甚災害の法令が施行されるということでございます。それぞれの対策を講じておるところでございます。

お話しの際緊急管理体制については、今回のいろいろな災害の結果から、大きな参考と申します。か、反省をしておるところでございます。これは当然のことでございますが、迅速確実な情報の伝達あるいは連絡体制、これが今回においては大変欠けておつたという点。

それから、これはきのう等の予算委員会においてもいろいろ御指摘をちょうだいしたのですが、食糧の備蓄について、備蓄の場所なりあるいは備蓄の対象の物資なり、あるいは輸送のルートなりあるいは配達のルート、あるいは炊飯施設との関係とか各般の問題について、今後危機管理の一環として検討していかなければならぬ、さように思っております。

○倉田委員 今農水大臣から、今回の対応については反省すべき点も、こういう御答弁もございました。私は今回の対応が決して最善の措置とか最善の態勢で臨んだものであつたとは思ひません。また国民の皆さんも被災者の皆さんもそんな

なふりにはとても思つていらっしゃるだろうと思ひます。また、現地の兵庫県にあるいは神戸の地方自治体の職員の方々が、まさに不眠不休で復旧、復興に取り組んでおられるとすれば、私もまた農水大臣を筆頭に不眠不休で復旧、復興、また今後の被災対策に取り組んでいかなければならないのだから、こんなふうに考えます。

今農水大臣から三千トンのお米の話もございました。これも我が同僚議員からきのうの予算委員会、それは本場にすぐ食べられるようになっていくのですか、玄米とお米とは違ふのですよというお話もあつたことだろうと思ひます。もっと被災者の身になってやらなければならぬことはいっぱいあるだろう。そのためには、農林水産関係のトップの農水大臣がまさに陣頭指揮をして、そして決断をしていただかなければならぬことがいっぱいあるのだから、こんなふうに思ひます。

私も新進党も、昨日、それぞれ各担当、いわゆる明日の内閣の方々が現地に参りまして、いろいろな要望も聞かせていただきたがらそこで会議も開かせていただいたわけでございます。その中で、特に農業対策として強い要望がございましたので、ぜひこれは農水省及び農水大臣にしかるべく対応をしていただきたいと思ひまして、きょう御質問をさせていただきますと思ひます。

一つは、今被災地の方々が何がお困りになつていかつたことになると、ともかく住む家がないうことで、これは政府も緊急仮設住宅の問題はできる限りの手を打っておられることと思ひます。しかし、仮設住宅は仮設住宅、同時に恒久的に住める家はどうかという問題もまた一方であらうかと思ひます。恒久的に住める家、どこに家を建てるのか。集団的に被災を受けた地域においては、もうこの地域ではなくてほかのところに住宅地をつくつてもらいたい、こういう要望もまた強くありました。

そこで、そういうことで恒久的な住宅地をつ

くろうとするときに、農水省関連におきましてはいわゆる農振地域がありまして、そこに、では家を建ててもいいですよというふうにはなかなかすくにはいかない。これは、優良な農地を残そうとする一方の要請とともに、やはり相手手続がいっぱいあるわけでございます。しかし、いろいろな行政のことに批判もありますけれども、そういう手続を経てからでは間に合わないケースも多々あるのではないかと。

そこで、緊急宅地造成ということで、例えば農振地域の中でも特に必要と認められる場合、緊急宅地造成を当該首長の判断によって特に認める、そういうことができないだろうか。これは現地の関係者の方々の強い要望でございます。この点についてお聞きをいたしたいと思います。

○野中政府委員 災害の際に住宅は極めて重要でございます。お話しのような場合に、多くの場合都道府県あるいは市町村が建てることになるかと思うわけでございます。そういう場合には、現在のところ原則として住宅を建てるための転用というのはいくつか必要になっていて、そこをどうするか。

これで大体は賄うと思われましても、市町村が自分の区域以外で建てるというようにもあらうかと思えます。そういう場合の手当てにつきまして、今回農地法の施行規則を改正したところでございまして、これらによりまして果あるいは市町村が住宅を建てる場合にはおおむね対応できるのではないかとおもうところであります。

○倉田委員 そうすると、今までの農振地域の解除を求めるという手続ではなくて、今回のこのように地震、被災、緊急の場合については現地の首長の判断で、あるいは首長のエリア、地域外のところも含めて、恒久的な住宅地域に変更することも可能である、こういう御答弁ですか。

○野中政府委員 都道府県あるいは市町村が住宅建設を行うために転用につきましては、原則として許可不要でございます。というところはすなわち先生御指摘の農用地区域の中であります。

も建てられるということでございます。

○倉田委員 いろいろ首長の判断でできることである、こういうふうにお聞きをいたしましたけれども、もう一点、先ほど農水大臣も淡路島へ視察に行かれたら、漁港の被害が大変であるというふうにいられたら、漁港の被害は大変であるというふうな漁港であるとか農業関連施設であるとかそういう施設、国のいわゆる補助金事業である、これについて、これはなかなか首長独自の判断でいくというわけにはいかないのだらうと思えますが、これもいかがでしょうか。首長の判断によって事前着工を認める。それでもよろしければ、事後に追認等々が必要かと思えますけれども、事前着工を認めるというように形では早く対応がでないものか、この点についてはいかがでしょうか。

○野中政府委員 ため池等のいろいろな被災があるわけでございます。こういうものにつきましても、非常に緊急を要するもの、緊急に対応すべきもの、仮復旧をするとか応急措置をするとか、そういうようなことで事前着工をするということ、これを認めるわけでございます。それに当たらない場合につきましても、私どももいたしましては、単価を簡便にするとか、あるいは査定を現地でやらないで机上で行うような、範囲を広げるとか、あるいは査定に当たりまして書類等につきましても関係から応急措置をとるとか、そういうようなことで万全を期しまして、手続がスムーズに進むように進めていくところでございます。

○倉田委員 今御答弁をいただきましたと、何とかできるのではないかと、こういうふうな希望も持てるわけでございますが、しかし、現地に実際にやってまいりますと、確かに首長さんの判断でできることもいっぱいあるんだらうと思うのですが、首長さんが判断するにしても、例えば農業委員会がどうのこうのと、いろいろな手続的なことというのはいっぱいあるんだと思うんですね。こういう調査をしなければいけない、こういう書類をつくらなければいけない、そのためにはこう

いう印象が必要である。

それも含めて、早急に復興対策、そして復興の未来展望を示さなければいけないというこの状況にありますことを考えますと、そういう手続的な面であるとか、あるいはその審査の面であるとか、書類の面であるとか、そういうことは相当簡易迅速に手続的な決裁をしていただかなければ、現実にあす示せないということもあるんだと思うのです。

こういう点は特に、私は、農水大臣に陣頭指揮をしていただいて、こういうことはもうこれでいざと農水大臣から指揮命令を出していただければ、こう思うのですが、今局長からも御答弁いただきました内容の一つ一つ詰めていきますと、結構できないよ、障害になっているよということもあるかと思うのです。そういうところはひとつ、農水大臣が、ため池等の補助金事業の問題も、緊急住宅地、農振地域の解除の問題についてもぜひ陣頭指揮をとっていただいて、現地の地方自治体の方々の、あるいは被災者の方々の要望にこたえるようにしていただきたいと思います。

○大河原国務大臣 ただいま構造改善局長からも一部話があったわけですが、委員のおっしゃるように、急速なる復旧のためには、各種事業について簡素化とか、あるいは早期の取りかかり等々いろいろあるわけですが、まあ応急工事を直ちに実施するとか、あるいはその査定手続、机上査定をするとか、机上査定をするというのは相当のことでございます。それから、農林省が持つております、あるいは都道府県の港湾、漁港なり、あるいは農地関係の技術者、技術官、これを動員して、査定事務その他復旧事務に対して支援態勢をとるというふうな各般な対策を現に講じておるわけですが、さらに一層の徹底を図りたい、さように思っております。

○倉田委員 これはひとつ、いわゆる役所として、行政としてあるいは政治家として、こうやっていくから、そういうことではなくて、現実に被災者の方々の要望がきちんと満たされているかどうか、そういう視点からぜひお考えをいただきたいと思えます。

それから、復旧、復興のためにそれぞれ省庁間でいろいろ調整をしなければならぬことも多いと、あるいは農水省の指摘がされたりいたします。例えば、食糧を運ぶにしても、淡路島の漁港が壊れている、淡路島生産の水産物をどう運ぶか、そういう問題一つとっても、これは運送ルートの問題になれば農水省だけでは解決できない。運輸省とも、あるいは建設省とも協議をしていかなければならぬことだらうと思えます。

今回の大震災に関連して、そういういわゆる縦割りを超えたような形で省庁間の協議、これは果たしてうまくいっているんだらうか、どういうふうな体制で進んでいるんだらうか、この点少し気になるわけですが、これはどんなふうになっておりますか。

○紀内政府委員 お答えいたします。今回の震災に対して最も大事なことは、先生も御指摘のとおり、被災者等の方々に迅速的確に対応するということが私ども一番必要なことだと思っております。その意味で、そのために必要な関係省庁と緊密な連携をとったところでございますが、具体的に申し上げますと、まず、先ほど大臣が申し上げました食糧の緊急対応でございますが、これにつきましても、御案内のように道路が非常に被災に遭っているなかで運送が思うに任せないというところもございまして、自衛隊と連絡をとりまして、パン、弁当等をヘリコプターで優先的に配達していただくということを直ちにやっております。

また、搬入先まで食糧を運ぶときに、どうしても道路を使わざるを得ないところもある。そういうところは、県警と連絡をとりまして、マルマーク、緊急の緊にマルを付しましてマルマークという制度を設けていただきました。これで緊

急の配送をしたということがございます。

さらに、今先生御指摘の淡路島のフェリーの問題がございまして、牛乳なり生鮮野菜等の運送が困るといふことで、私も運搬省へ日参いたしまして、新しいルートの確保、増便等を要請いたしまして、何とか今はおさまっているというぐあいに理解をいたしております。

さらに、先ほど大臣から御答弁申し上げましたけれども、激甚災害の指定、これは異例なケースでございますが、まだ被害が十分わからない段階で公共土木施設はやりまして、農地、農業用施設についても直ちにやったということで、これは国土庁その他の関係省庁とも密接な連携をとってやったつもりでございます。

さらに今後、御案内のとおりいろいろな加工業、製造業、流通業、いろいろな災害が生じておるわけでございますが、その方々に対する対応のために通産省と密接な連携をとる、あるいは卸売市場の道路がやられておるといふことで建設省とも密接な連絡をとる、港湾についても運輸省と連絡をとるということ、今まで以上に関係省庁と緊密な連携をとって対応したいというぐあいに思っております。

○倉田委員 被災に関連して、ちょっとあと二点ほど、先ほど淡路島の漁港など施設関係の復興対策については、これは激甚災害指定を一月二十五日にやった、こういうことで、早急に施設関係の復興対策がなされているというふうにお聞きをいたしました。

そこで、もう一つは、復旧資材あるいは復興資材、例えば直接的には木材とか合板など、そういう供給対策は十分なのかどうか。これは、農水省からのお答えですと、災害復旧用材約一万六千トン周辺官林局で備蓄をしている、それを充てていこう、こういうふうなお話も聞いたところでございますけれども、しかし、応急の木材、合板等の仮設資材、同時に恒久的な資材等々もあるわけですね。そうしますと、今後、そういう恒久的な復興需要、そういうものに對する見直し、それ

から、一部では、木材がどうのというわけではありませぬけれども、便乗値上げだとかなんだとか、いろいろな話も一部聞かえてまいります。そういう価格動向、この辺、農水省としてはどんなふうにお考えになっておられるのか。木材が足りなくて困った、あるいは物すごく値上がりをしてしまつて、とてもじゃないけれども自分の家は建てられない。そういうことにならないかどうか心配しているわけでございます。この点もぜひ大臣、陣頭指揮に立っていただいて、農林水産省関係はまさに全力を尽くして被災者の方々の要望にこたえた、こういう実績を示していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。国有林材の一万余立米等における備蓄木材の放出等以外に、応急仮設住宅が大体三万戸ということでございますが、それに所要の製材品が五千六百立米、また合板が一萬一千立米ということでございます。これは近畿供給圏内の通常の月間の供給見込み量の二割程度でございます。関係業界等が、体制を整えるように要望した際、十二分に供給可能だということでございます。

それから、委員は恒久的な復旧としての木材の供給の対応についてお話がございましたが、今回は十萬戸を超える建物被害を受けている、これに對する木材については、製材品が約百五十萬立米、これは近畿供給圏内の通常の年間供給見込み量の二割程度。それから合板については三十萬立米、これは近畿供給圏内の通常の年間供給見込み量の約一割程度ということになっておるわけでございます。これについても現地の官林局なりあるいは林野本庁の関係者、さらには木材団体並びに合板団体等々と協議会を設けて打ち合わせるところ、これについての現在における供給は可能であるという報告を受けております。

これからの問題でございますので、今委員御指摘のような供給のショートによって木材なり合板価格が値上がりをしていくというような問題を避けるような体制に努め、またこれらの資材につい

ての価格なり需給動向を監視的な立場で見たい、さように思っております。

○倉田委員 阪神大震災に関連しては私の方からは以上で終わりたいと思ひますが、また同僚議員の方から全体の被害像また全体の対策等々については質問があるかと思ひます。大臣、どうぞ先ほど申し上げました農振地域の問題、ため池等補助金の問題、これは現地の要望、首長さん等の要望を十分入れていただいて、どうか陣頭指揮をしてしかるべく対応をしていただきたいと特に強く要望をいたしておきたいと存じます。

そこで法案の方でございますが、まず青年の就農促進、この法案に関連してお聞きをいたしたいと思ひます。

まず、大臣御承知のように後継者問題。これは、いわゆる昭和一けた世代と言われる方々のリタイアの時期がもう目前にある、始まつている。そういうことを考えますと、就農者を全体としてとらえたときに、単純に青年就農者、後継者だけの問題で対応できることではないのではないのか、そういう気がいたしてなりません。

そこで大臣に、昭和一けた世代のリタイアの問題を前提に置きながら、農業全体の後継者問題をどのように認識しておられるのか、まずこの点からお伺いをしておきたいと存じます。

○大河原国務大臣 委員のお言葉をかりれば昭和一けたの農業従事者のリタイア、まさにさやうでございます。この十年間に約三分の二ぐらいの農業労働力のリタイアと申しますか、減少があるであろうということでございます。我々としては、そのようなことを前提といたしまして、今後の日本農業の担い手となる若い後継者の確保という視点で実は今度御審議を願っております法案等も考えておるわけでございます。

これは一つのプランでございますけれども、御案内の新政策におきまして個別経営の担い手なりあるいは個別経営の集合体としての組織経営体、そういうものの数を前提として世代交代期間をとらえてまいりますと、現在は、おかげさまで若干で

ございますが農内外からの新規就農者がふえてまいりまして、その傾向の続くことを願つておるのですが、五千人ぐらいた。したがって、将来を担う五年、十年後の経営体、そのための農業内外からの新規就農者、これは現在の二倍ないし三倍のものは最小限確保しなければならぬ、さやうに思つております。政策を進めていかなければならぬというふうに思つております。

○倉田委員 私は、例えば産業の空洞化と同時に雇用の空洞化というの実はこれから日本が抱える大きな問題だと思ひます。これはどなたも御異論がないのだらうと思ひますが、農業というものを考えたときに、ここにいわば雇用の空洞化を埋めるだけの就労機会、就労の場をつくることは、私は農業のあり方いかんによっては可能なのではなからうかというふうに思ふわけですが、それは、よくこの委員会でも議論をしまつてまいりましたように、本当に農業を魅力のある、もうかものにしていく。いわゆるビジネスチャンスみたいな形で農業をとらえていくような施策を打ち出していく。そういうふうにして、そういう視点を持つていけば、あるいは農業を、足らないから来てくれという視点ではなくて、魅力のあるいく、位置づけしていく、そういうことが必要なのではなからうか、こういうふうに思つておりますが、大臣いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。やはり我々、先ほど申し上げました農内外からの新規就農者を確保するためにも、効率的な、安定的な農業経営というものがあつて、魅力のある経営体ということにならなければならぬと思ふわけでございます。例えば、生涯所得が大体系地域の従事者なんかと変わらないとか、労働時間においても例えば千八百時間ぐらいで効率的な経営とか、そういう経営であれば農外からの就業も期待できるということでございます。委員はこれを、空洞化する日本経済全体の構造変革を契機としてもそれがあつてはならないかという御指

摘でございますが、私も一つの考えであるというふうに思っております。

○倉田委員 私がそのように申し上げますのは、確かに現実的な問題、また当面すぐにも対応していかなければならないということで、この青年就農促進の法案は評価されるべきだ、こういうふうに思っております。確かに全然しないよりも効果は上がるのだと思いますが、しかし農業が、あるいは二十一世紀本当に魅力ある農業になり得るためにそれでいいのかどうか、果たして大丈夫なんだろうかという危機感というのはぬぐい切れないわけでありまして。

例えば、今、大臣新農政の話を書きましたけれども、新農政に必要な新規就農者は恐らく、資料によりまして一万三千人から一万五千人ぐらいの就農者を確保していかなければいけない。そのために認定をして、そしてその認定をした人たちにしかるべき支援をしていく、こういう仕組みなんだろうと思うのですが、一方で、例えば農業というものを新しいビジネスチャンスを持った産業として、そういう魅力のある働き場として位置づけるとすれば、その人たちの創意とか活力とか、自分で自由にやっていきたいとか、そういうところを実は十分に生かしていかなければ、なかなかほかのところから飛び込んでこない、そういう気がするのです。

そこで、青年の就農促進、いわゆる認定制度というところ、そういう活力ある創意工夫、何となく役所からいろいろ言われて束縛されるよりももう自分でやるよ、そういう人たちが、もうどんなにどんな農業は魅力あると持っていて、こななければいけないんだらうと思うのですが、それでなければ、この一万三千、一万五千という数字すら難しいんだと思うのですが、この辺、いわゆる認定制度と就農促進、果たしてうまく機能するんだらうか、こういう心配も実は持っております。

例えば、今まで農外の人たちが余りわからない状況の中で、役所から、こういう計画を出しなさい、こういう書類をつくりなさい、あなたはこれ

についてどうするんですかと言われていても、もうやめたと言ってしまうような感じになりかねない、こういうふうに思うのです。そうだとすれば、手続の簡素化とか促進化とか、あるいは決裁の迅速化ということも考えなければいけない。そこで、その観点からひとつどうぞ、この認定制度、就農促進、そして創意、活力ある人、あるいは束縛を嫌う方々が農業に参加してこれるためにこれをうまく機能させてもらわなければいけないのですが、この点、農水省としてはどんなふうに御認識をしておられますか。

○日出政府委員 先生お話しのように、新規就農者対策で、私も平成三年ごろから、就農前の対策、就農時の対策、あるいは就農後の対策という形で充実を図ってきたわけでございますが、外から新規就農します場合、これはサラリーマン子弟の場合もそうでございますし、農家子弟で例えば家の農業と違った農業をやる場合でもそうでございますが、一番必要だと言われておりましたのは、いわゆる研修といましようか、新しい農業技術なり農法の習得でございますが、その習得期間の一つの経済的な基盤がないというのが大きな問題だったと思います。これはいろいろなアンケート調査でも確かめられているわけでございますが、そのために、今回この無利子資金の貸付制度といまいますか、貸付制度をつくったわけでござい

ます。ただ、先生お話しのように、この制度で一番最初に貸し付けます場合に、就農計画の認定制度というのが出てくるわけでございます。これは確かに条文では、例えば就農時におきます農業経営の目標でありまして、あるいは農業の技術なり経営方法を实地に習得するための研修計画でありまして、あるいは経営開始のための事業とか資金調達計画といったことを書かせることになっておりますが、これは当然、就農というのは、今申し上げましたように実地の研修を何年間かやった後、先の将来のことでございますから、当然書いていただくときには限界がございます。そういう

意味で、計画期間中の変更とか補充とか、弾力的な運用を当然しなければいけません。それから、今申し上げましたように、就農資金を貸し付けて新規就農者を確保するというのが私どもの一大眼目でございますから、先生がお尋ねのように、むしろ就農意欲を阻害することがあってはならないわけでございます。この認定を一回いたしますと、その後の貸付審査が簡素化されます。そういう意味で、例えば研修の前に就農計画の認定をいたしますと、研修資金の貸し付け、その後の就農の準備資金の貸し付け、さらには改良資金の中の経営開始資金の貸し付け、こういった点でその後数年間にわたりますいろいろな資金の貸し付けの貸付審査が簡素化されるという効果もねらってこの制度を運用してまいりたいというふうに考えております。

○倉田委員 そこで、認定制度が意欲、活力をそがないようにぜひ運用をしていただきたいと思えますと同時に、今農水省がお考えの認定制度というのは、恐らくいわゆる新農政における認定農家、これのやはり関連、ある意味では卵みたいな位置づけでとらえられていらっしゃるのではないのかという気もいたします。そこはそこでやりますし、かりやうていかなければいけないのだからと思いが、私は、それ以外にもいわゆる農を支える人たちというのはたくさん必要なんだろうと思うのです。それだけでは到底足りるものではない。いわゆる専業農家、中核農家としての位置づけも必要かもしれないけれども、それ以外に集落とか中山間地域とか、そういうことを考えれば、もっと多様な担い手ということも考えていかねばいけない。そうだとすれば、いわゆる就農支援のあり方ということについてはもっと、両翼というのですね、すそ野というのですかね、それを広げる必要があるのではないのか。例えば条件不利地域の就農者、これは確かに今回の認定制度は猶予期間とかなんと特別措置がとられて

いることも承知いたしておりますけれども、それ以上にもっと、条件不利地域、あるいは女性就農者、女性に対する認定、こういうことも積極的にやる必要があるのではないのか。そうでなければ、その一万三千とか一万五千の数字はおろかもっと農を支える人たちをきっちり確保するためには不十分なのではないのか、こういう気がいたしますが、この点はいかがですか。

○日出政府委員 先生のお話のような認識で私もおるわけでございます。そのため、この新規就農の法案では、平場の地域に比べて条件不利地域ではこういった新規就農が非常に難しくなるといって、実は償還期間二十年という、無利子資金で申し上げますれば大変異例な長さでございますが、就農後に償還の負担が極力少なくなるような配慮をして、この条件不利地域において新規就農しやすいということを大きな一つの目的にしたわけでございます。

一方、先生、女性について触れましたが、最近の県の農業大学校の中で女性の入校者が非常にふえてきております。こういった方々も就農していただくということでございまして、今回のこの新規就農の観点では、男性、女性にかかわらず、一つの就農のための研修をするといったようなこと、ときには男女にかかわらず就農支援資金を貸し付けるといったようなことも当然考えておるわけでございます。

○倉田委員 私は、ぜひ女性就農者あるいは条件不利地域の就農者、この辺にももっと力を当てて十分な対策をしていただきたいと思っております。同時に、就農支援の中身ですけれども、例えばフランスの就農助成金制度、これはDJ Aですが、いわば融資ではなくて貸付制度、いろいろこれは供与ということになれば問題多々あることも承知をいたしております。しかし、よく言われる農業の多面的な機能であるとか何とか、いろいろな議論をするのであれば、今すぐとは申しませんが、このフランスの就農助成金制度、こういうこともやはり農水省としてきちっと展望の中には検討していくべきではないのか、こういうふうに思っています。同時に、就農のあり方について

も、このフランスのDJJAは、個人でやる場合と、配偶者と両方、奥さんも専業的にやる場合と、きちんと、ある意味ではきめ細かく対策が立てられている。これは日本も、中山間地域でやはり夫婦二人ともきちんとやられる場合と一人でやられるというのとは随分効果が違うのだと思うのです。そういうことも十分これから検討をして、施策として取り入れていく必要があるのではないかと考えています。この点、農水大臣いかがですか。

○大河原国務大臣 お答え申し上げますが、DJJAの点からの関係で、今回の私どもの御提案申し上げておる政策についての御意見と申しますけれども、この制度をひとつ発足させていただくわけでございますので、今後の実施の状況を見ましても、今もお話が出ましたような要素をこの制度でどうかみ合わせられるかという点についても検討をさせていただきたい、さように思うわけでございます。

○倉田委員 それでは次に、ちょっと順番が変わりますけれども、農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法案についてお伺いをしたいと思います。

いわゆる二十一世紀の農業はどうあるべきなのかというところで、技術は非常に大切なことであらうと思います。そういう意味で、民間の技術力、活力というのを十分生かして、二十一世紀の農業技術のあり方、あるいは産業としての農業そのもののあり方、これを十分に研究開発をしていくことは、私は大変大切なことであらうかと思えます。

そこで、ちょっと一般論、抽象論の過ぎるかも知れませんが、この技術研究、技術開発ということとを考えた場合に、二十一世紀の産業としての農業の未来、これはどこまで今イメージできておられますか。どういふふうな技術研究開発を今進めよう、こういうふうな、法案の趣旨ですけれども、二十一世紀の農業の未来、それを現在研究分野に当たっている部門等も含めて、こういう農業のあり方があるのですよということについては、現在の

の段階でどういふことを描いておられますか。

○高橋(政)政府委員 今後の農業の未来像でございますが、これは新政策におきまして、我々示しておるところでございます。

それは、他産業従事者に比較して、遜色のない労働時間、千八百時間とかいうようなことでお示ししておりますが、また生涯所得を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営、そういうものをつくるべく、そういう人たちが生産の大宗を担うようにしていかうということ、経営展望というようにな形でお示しをしております。

○山本(徳)政府委員 先生御指摘のとおり、農業は一般の工業製品と異なりまして、光、土地、水などの自然の資源の制約のもとに、これらに有効に生かしながら生産を行うという性格を有しているところでございますけれども、最近の消費者のニーズに沿いまして、例えばハウス園芸で生産されますトマト、キュウリのように、今では一年じゅう安定してこれらが供給されるわけでございますが、こういった農産物をできるだけ安定的に周年供給する、あるいは農作業を省力化してコストダウンを図る、あるいは農業を魅力あるものに、また若者が夢を持って取り組めるように作業の環境を快適化する、改善する。このためには、先生御指摘のように、工場生産というのは現実にはなかなかコストの面で直ちに幅広い農産物について実用化することは困難な面がございますけれども、特に施設園芸、あるいは畜産等土地利用型でないものについては、装置化、施設化を今鋭意研究し、それが逐次実用化されているところでございます。

○倉田委員 農業技術の研究開発というテーマを見ると、やはり夢と希望を持たなければならぬ。確かに、今官房長官お答えいただいたように、農業の経営体としての未来像というのは、そのとおりそれを目指していかねばいけないのではありませんけれども、農業のあり方、自然のもとで土を耕して、そしていわゆる気候条件のもとで作物を育てていく、こういう農業の今までのあり方というところ、例えば農業技術が研究開発をされて、それはもう一部実用化されておるでしょうけれども、工場で野菜をつくる、水耕栽培であるとか、いろいろな技術があると思うのです。例えば米を工場で作るということとは可能かどうかかわりませんけれども、それは建物の中で米をつくるというわけにはいかないかもしれないけれども、今は、しかし、その技術というのは、例えば水管理をどうするかとか、いろいろな問題があるのだらうと思うのですが、将来的に農業技術というものがずっと進んでいったときに、いわゆる気候条件とか、光と土と水とか、そういうものを技術研究の中でフォローしていくようなことができるかどうか、ありていに言ってしまうと、もう工場で農

作物をつくるようなことができるかどうか、こういう視点は果たしてあるのでしょうか。その場合、もちろん今だって機械化、省力化などという言葉がありましても、技術開発研究コストとか、機械化コストとか、コストの問題はあり得るかと思えますが、二十一世紀の農業を考えたときに、そういう新しい技術を考えて、もった根本的に違った農業というのは想定できないのでしょうか。描けないのでしょうか。

ともこれらの施設化あるいは工場化のテーマにつきましても、国、県、民間が一体となりまして、生産者が夢を持って農業に取り組めるように、農業が一層魅力あるものとなるように、高度な技術開発の実用化に努力してまいりたいと思っております。

○倉田委員 私は、二十一世紀、農業技術がいかに進んでまいりますと、ある部分については本当に、野菜であるとか、水耕栽培であるとか、現在でも行われている、それがもっと進んでくると、相当工場生産的な部分というのは可能になってくるのではないのかという気がいたしております。同時に、今農水省が進めようとしておる、いわゆる大規模化、集約化、平場の優良地域で農業生産をやっていく、こういう一つの流れがあるのだからと思うのです。

○倉田委員 私は、二十一世紀、農業技術がいかに進んでまいりますと、ある部分については本当に、野菜であるとか、水耕栽培であるとか、現在でも行われている、それがもっと進んでくると、相当工場生産的な部分というのは可能になってくるのではないのかという気がいたしております。同時に、今農水省が進めようとしておる、いわゆる大規模化、集約化、平場の優良地域で農業生産をやっていく、こういう一つの流れがあるのだからと思うのです。

そういたしますと、いわゆる農業改良資金助成法の方に移らせていただきますけれども、現在の中山間地域、農業集落としては六割、あるいは生産としては四割、これくらいを占めている状況がありますけれども、二十一世紀の農業を考えたときに、生産の主な部分は平場の優良地域というのですか平場の農業、そこでもうほとんど役割が果たされてくるのではないのか、あるいは高付加価値型の野菜といたしても、それも技術研究が進んでくると、工場生産的なものも十分国民の食糧供給というのには間に合ってくるような時代になってくるのではないのか。そうだとすれば、今農業人口の六割、生産の四割を占めているこの中山間地域対策、条件不利地域の農業、ここにおける集落、これをどう考えていくのかということとは、本当に大切な問題だらうと思うのです。

私は、前回の集中審議のときに大臣に、いわゆる田の例を引きまして、水張りの田とか、学べる田とか、遊べる田とか、あるいは眺める田とか、そういう話を申し上げました。実は、多様な担い手ということで、大臣が農水省の大臣におつきになつてから、高齢者の方々に対してもさまざまな施策を先頭に立ってやっていただいたことは私も

特に、園芸作物につきましても、栽培管理の高度化、あるいはもともと労働集約的でございますので、作業環境の改善等の観点から、センサーの利用、ハイテクの利用による作業の自動化等を今集中的に研究しているところでございます。

また、畜産につきましても、フリーストールあるいはミルキングパーラー等の導入、畜舎の現在の構造あるいは施設の最適な構造、配置等を研究しておりまして、省力化、あるいは育成環境の改善等に努力しているところでございまして、今後

大変高く評価をいたしております。

そこで、これからの農というものを、生産としての農ということはさき言ったように工場化あるいは平場の優良化のところでやれるかもしれない。じゃ、条件不利地域の農業、中山間地域の農業というのは一体どうなるんだ、こういうことを考えれば、私はその農というものをとて幅広く、すそ野を広く担い手の問題も考えていかなければいけない。それは、定年退職者が生きがいのために、まさに生きがい農業、老人ホームなんかに入っているよりも、自分のふるさとの山に帰って野菜をつくり、果物をつくり、その方がはるかにいいという方々も、そういう人たちに對しても農水省としてきちっと視野を広げて、範囲の中にとらえてそれなりの施策をしていく。あるいは、これは学べる田というの、文教農業という言葉もあるみたいですが、子供たちが自然に親しむために田の中で遊び、学び、そういうための田んぼがあってもいいだろうし、また、いわゆる中山間地域の観光ということで、そこでまさに自前の農作物で料理をつくって都会の方々にお出しをする、そういう農の形態、最初申し上げたのでいけば生きがいのための農業とか、あるいは教育のための農業であるとか、観光農業というがグルメのための農業であるとか、それは水産の方でも同じですけれども、あるいは治山治水、農業が果たしている役割というときに必ず治山治水のことを言われまされども、それは国土保全帯みたいな、あるいは森林、この手入れのための組織であるとか、そういうことをいろいろ考えていかなければ、中山間地域というのは集落としても本場に廃村されて、だんだんなくなってしまうのじゃないのかという気がしてならないわけです。

時間が参りましたので、最後にこの点について大臣の御所信をお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

前回のWTOT特別委員会においても、委員からその点についての御指摘なり、御意見もちょうだいたした。確かに、中山間地域におきまして土地条件、自然条件、特に農業資源を活用してさまざまな形における経営の展開なり、あるいはその資源を利用してのいわば都市と農村との交流による所得機会の増大とか、各般の面で画一的なものではなくて、もっと視野の広い、範囲の広い政策をどう展開するかという点の御意見と申しますので、その御意見として今後検討してまいりたいと思っております。

○倉田委員 以上で私の質問を終わります。

○中西委員 実川幸夫君。

○実川委員 新進党の実川でございます。

私は、就農者対策、いわゆる後継者問題を中心何点か、大臣初め閣僚当局に御質問させていただきます。

まずその前に、今同僚議員であります倉田議員からもお話がございました一月十七日の阪神大震災、五千数百名という方がお亡くなりになりました。御遺族の皆さんに心からお悔やみを申し上げさせていただきます。それと同時に、二万数千人という方がけがをされております。また家を失っております。そして二十数万人という多くの方々がまだ避難生活を余儀なくされているわけでありま。皆さんに對しても、心から御同情と、そしてまたお見舞いを申し上げさせていただきます。

この点につきましては、先ほど大臣からいろいろ御決意をなさっておりますけれども、どうか被災者に對しまして、万全の協力体制をしていただきたいと心からお願いを申し上げます。

その被災状況につきまして、先ほど倉田議員からも質問ございました。大臣からも今後の対策に

つきまして、万全の体制をとるという心強いお答えをいただいておりますので、どうかさらなる御協力のほどをお願い申し上げます。

その被災状況についてでありますけれども、私からも何点か御質問をさせていただきます。大体大まかなところは同僚議員からも御質問をいただきました。大臣からも御返事をいただいておりますけれども、私の方からは、先ほど審議官の方から生鮮食品の安定ということも御答弁をいただきました。この点につきましては、恐らくこれから長期的な復興になると思います。市民の皆さんあるいは現地の皆さんも食糧に對しては本当に不安がつきまうものと思っております。

それに関連いたしまして、新聞等で見ておるんですけれども、食糧に關係するいわゆる配送センター、そしてまた精米センター、それと食糧配給に關します基幹的なものであります先ほど審議官からもお話がございました卸売市場、これは阪神地域で数カ所あるというふうに聞いておりますけれども、いまだに水が出ていない市場もあるというふうに聞いております。当然これから長期的な展望になるわけでありま。食糧の安定供給につきましても、この基幹となるいわゆる配送センターあるいは卸売市場、この被害状況、どのように現在なっておるか、対応しているのか、この点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○鈴木（公）政府委員 卸売市場あるいは配送センターについての被害状況でございますけれども、私も今現在正確に把握してありますもの、卸売市場の方でございますけれども、これでは申し上げま。現在、今回の大震災によりまして大変大きな被害を受けております。特に神戸市の中央卸売市場の本場におきましては、荷物の搬入路あるいは水産活魚の売り場が陥没するといったような被害が出ております。また東部市場におきましては、施設全体の地盤が沈下しまして、水産の卸売場の支柱が破損するといったような甚大な被害を受けております。

このような厳しい環境の中ではございますけれども、市場関係者が一体となって懸命の努力をいたしまして、本場の方では一月十九日から取引を開始してあります。また東部市場の方も一月二十三日から取引を開始しているところでございます。また農林水産省としても、被災地に對する生鮮食料品の安定供給を図るという観点から、産地の出荷団体に對しまして、被災地の市場への優先出荷を指導しているところでございます。この結果、現在被災地の市場では、大変厳しい環境にはございますけれども、必要な出荷も行われております。卸売価格も比較的安定しているというふうに報告を受けております。

しかしながら、神戸市の中央卸売市場本場や東部市場などが相当の被害を受けておりますので、これら施設の早期復旧と業務の円滑化が図られますようにできる限りの支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○実川委員 今後もその食糧に關しては、食糧庁初め閣僚省庁と連絡をとり合ひながら、徹底的な対策を練っていただきたい、このように思います。

次に、先ほど質問の事項にありましたけれども、今回、農林そして漁業、特に淡路島等におきましては漁業関係者が相当な被害をこうむっているわけでございます。これまで恐らく農林漁業者が負債を抱えていることは間違いないと思っております。今後返済になるわけでありま。その負債に對します緩和、これはどのように対策をしているのか。そしてまた、これから長期的な災害復興に向かうわけでありま。それらの農林漁業者に對しましての低金利での貸し付け、そういう点につきましてもどのような措置を考えておるか、その点についても伺いたいと思ひます。

○東政府委員 被災農林漁業者に對する金融関係でございます。これはもう、あれは十七日ございましたけれども、その日から返還とか償還の問題が生ずる部分がございますので、地震発生直後直ちに關係機

れども、今後も、本間に若い就農者が農業をしてよかつた、そういうような農業の確立を目指して頑張っていた。このように思っています。

さらに、新就農者について、関連しまして二点ほどお伺いをしたいと思います。

今大臣からも、年間五千人の新就農者があるというふうなことでございます。そこで、担当局にお伺いしたいのですけれども、現在、日本全国、国立を含めまして、もちろん農業大学校という専門学校がございまして、国立の中には農学部、それとまた、先ほど話に出ておりましたけれども、各県に一つずつございまして農業大学校、そして各県に農業高校、私立も含めまして相当な数の農業高校、学校があると思っております。その数と、そしてまたその大学、高校を卒業する新卒者、そしてその新卒者の中でどのくらい毎年農業に従事する者があるのか、その点の人数をお聞かせください。

○日出政府委員 まず、農業高校なり農学系の大学の問題でございますが、文部省の学校基本調査によりますれば、平成五年三月に農業高校なり農学系の大学を卒業し就職した方のうちで農業に就農した数でございますが、農業高校で約千人、農学系の大学で約四百人でございます。それから、県にございまして農業大学の卒業者が大体年間二千人強だと思っておりますが、その約三〇％強が就職しておる、こういう状況でございます。

○実川委員 それだけの数が新しく卒業するわけでありまして、パーセント的には本間に低い新就農率だと思っております。その点について、どのように今後対策を練っておるか、また学校に、これは文部省の管轄になると思っておりますけれども、指導していくのか、恐らく今までは農業大学校とか農業高校は農林省関係あるいは県の農林部と余り接触してはなかったのではないかと、そのような感じになります。そういう点も含めてどのようにお考えになっているのか、もう一度お答えいただけます。

○日出政府委員 先生今お尋ねのように、実は、

問題は農業高校卒業あるいは農学系の大学新卒者の中での就職率が低いということでございます。概して言いますれば、四割台か三割台といったところでございます。そこで、先ほど申し上げましたような新規就農者をこれから育成し確保していく場合に、この農業高校でございましてとか農業系の大学新卒者の中から就職者をふやしていくということが重要でございます。私も、一応、こういってこの三割台の就職率を約倍ぐらいには数カ年のうちに上げたいということでございます。従来も実はいたしておったわけでございますが、農業高校生につきましては、都道府県の農業大学校への体験入学でありますとか先進農家への見学等をやっておったわけでございますが、これについては今後体系的に強化をいたしていきたいというふうに思っている次第でございます。

いづれにいたしましても、今おかげさまで県の農業大学校への入学者あるいは希望者の数がふえてまいりました。これは、一方でやはり農業がふえたりあるいはやりがいがあるという人たちがふえてきたわけでございます。こういう声を大いに支援するというのが大切であらうというふうに思っている次第でございます。

○実川委員 その卒業者に関連してもう一点お伺いしたいのですが、今回の認定制度でございますけれども、今御説明がございました農業高校あるいは農業大学、それに学びました四年間、三年間、相当な技術あるいは知識を得るわけでありまして、そういうことから関連して、先ほどいろいろと御説明をいただきました認定制度ですけれども、農業大学の生徒には五万円、あるいは先進農家には十五万、このようになっております。これと、この卒業生には基準が当てはまらないかもしれせんけれども、今後このようにならざるやうな基準と生あるいは大学生に対して準ずるやうな基準というものを設けてもいいのではないかと、その点について、今後課題となるかどうか、お答えいただけますか。

○日出政府委員 先生お尋ねのとおり、この就職

支援資金につきましては貸し付けでございますが、現実の農業大学校でございますと、農業の実習率が五割以上でございます。一方、農業高校でございましてとか農業系の大学につきましては、卒業生の進路がさまざまということでは必ずしも就農を前提とした教育が行われているわけではございません。先ほど申し上げましたような実習割合はかなり低いというのが実態でございます。

ただ、県によりましては、農業大学校のない県、先生の御地元もたしかそうではなかったかと思っておりますが、そういうことでございまして、都道府県知事が、この就職促進法に基づきます就職支援の対象となる実践教育を実施しているというふうな認められるやうなところであれば、当然のことながらこの法律の就職促進方針の中で指定をいたします。指定をいたしますれば研修先としての貸付対象になる、こういうことでございます。よく県当局とも相談をいたしたいというふうに思っている次第でございます。

○実川委員 いずれにしても、今後の研究課題として対応していただきたいと思います。今局長からお話ございました私の県は千葉県でございますので、農業大学校、各県よりも一段、数段とすぐれた農業大学校でございます。と申しますと余談になりますが、昨年の例をとりまして、定員が百十名のところを数倍の希望者が来ております。そういう状況でございますので、千葉県におきましては、ちょっとまたこれも余談になりますが、全国で五千人というふうな言われておりますけれども、その十分の一が千葉県の新就農者でございます。それだけ地域的な事情もあるかと思っております。今後ますますこういう新就農がふえていくのではないかと、そのような感じがいたします。

それと、もう一点新就農者に関しまして御質問をさせていただきます。

先月二十九日だったと思っておりますけれども、これは農業会議所が主催した、たしか農林省からも出席をしていると思っておりますけれども、新農セミナー

というものが行われました。これはもう七年前から行われておると聞いておりますけれども、今回は特に盛況でして、六百人を越える参加者があつたというふうな聞いております。この三日にわたる新聞でございまして、この統計から見ますと、七年間で約三・五倍の参加者がふえているというふうな聞いております。たまたまこのセミナーに私の後輩が出席しておりました、その帰りに私のところに電話がありまして、また昨日電話があつたのですけれども、真剣に農業というものに取り組みたいという話でございました。特に今週から、窓口であります県の方に相談に行きたいのでどうか担当の方々に電話を入れておいてくれないか、そういうようなところまで来ております。そういうことで、これからもうこういうセミナーというものは全国で開くべきではないかな、このように思っております。

特に、その青年が感化されたということももう一つ理由があるんですけれども、これは、私どもの選挙区で三年前にこのセミナーに入りまして、聞きまして、実際に脱サラをいたしました。そして昨年初めて商品化するまでになりました。そのことを恐らくその青年が聞いたと思ふんですけれども、昨年初めて商品化して生産をし、現金収入を得た、そのときの喜びというものは、今までになかった感激を得たというふうな言っております。とにかく、今までの収入より今は少ないけれども、夢があるというやうなことを言っております。恐らくこの人に感化された後の後輩も農業をやりたい、そういう気持ちになったと思っておりますけれども、どうかこのやうな関係のセミナーというものを全国各地でやっていただければ、さらに新就農者がふえるのではないかと、そのような感じがいたします。

この点について、どなたか感想でも結構ですからお答えいただきたいと思います。

○野中政府委員 先生お話しの新規就農セミナーでございますが、全国農業会議所が今全国二カ所で行っているものでございまして、農業に関心を

持っている、新しく就農する、それに対する広報活動ということでございまして、先生御指摘のように、先般開催されました東京会場では非常に多くの方が集まっていたというふうなことでございまして。

この就農セミナーに限らず、新たに農業に就農をしたいという方に対する全国新規就農ガイドセンターというのを全国農業会議所が開催をし、かつまた都道府県農業会議所が主催して、農地利用相談センターというのを開催をいたしまして、これらの相談にいろいろ応じているというところでございまして、最近非常に相談件数もふえてまいっているところでございまして、御指摘のように、この種の活動は私どもとしては活発に行っているかなければならないというふうに考えているところでございまして。

○実川委員 さらにこういうセミナー的なものを全国的に広げていただきたい、このように思っています。

それともう一点、その前日に行われました経営体育成シンポジウム、これも東京で行われたと思えます。これはもう既に農業に従事した皆さんの集まりだと思えますけれども、その中で今回の認定制度についていろいろ意見が出たというふうに聞いております。その中で、この制度というものは小規模農家の切り捨てではないか、それとこの認定基準があいまいでもっと簡素化すべきではないか、そういう意見も出たと聞いております。それから、将来は認定農業者を組織化すべきではないか、そういう意見も出たというふうに聞いておりますけれども、これに関連してお答えをいただきたいと思います。

○野中政府委員 先生お話しの方は農業経営基盤強化促進法に基づきます認定農業者制度のことであらうというふうに思うわけでございまして、この制度は、実は、自分の経営を改善をしたいというふうな農業者の発意に基づいて市町村長が認定をするものでございまして。すなわち、意欲的に農業に取り組むたいというふうな農業者の方を認定

をして積極的に支援をしようというものでございまして、その農業者の方の現在の規模のいかんにかかわらず、その人の立てます計画が、市町村がつくります基本構想で農業経営の目標というのを立てておられますけれども、こういうものに照らして適切であり、またその達成の見込みが確実であれば、現在の規模は小さくても認定農業者にするというふうなところでございまして。

また、こういう中ではございましてけれども、新規の就農者あるいは現在非常に小規模な経営というところで、規模を拡大する場合になかなか短期間で大幅な経営発展を図ろうというの難しいというふうな方もいらっしゃると思えます。そういう方につきましましては、将来性を勘案しまして、計画の目標がたまたま申し上げました市町村の定めます基本構想の指標をある程度下回っておりましても認定をするというふうな運用を行っているところでございまして。

また、これは申し上げるまでもないかもしれませんが、効率的かつ安定的な農業経営を実現するための方策ということでございまして、単に経営面積、土地の面積というだけではなくて、複合化あるいは集約化といったようなことで経営内容の改善、向上を図っていくということも非常に重要であるというふうに考えておられます。そういう意味での規模拡大というものも非常に結構であるというふうに考えておられます。これらも、現在市町村が定める基本構想において営農類型を定めまして、そういうものを目標にいただきたいというふうなことでございまして。

要するに、これから本意欲を持ってやっていくというふうな方の経営の規模の拡大を支援するための制度ということでございまして、決して小さい方を切り捨てるといったような制度ではございせん。

○実川委員 いずれにしましても、今いろいろとお答えいただきましたけれども、これからの農業、いわゆる日本の農業を守るためにはどうしてもしなければならないと思います。そういう点を

含めまして、今後とも就農対策に對しましては万全の対策をとっていただきたい、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

農業に関する技術開発研究についてであります。いわゆる生研機構等でありましても、この法案、いわゆるウルグアイ・ラウンド後の合意を受けての法案だと思えます。この趣旨、目的でありましても、このようにうたっております。農業に関する技術の開発研究の業務を行うことにより民間の研究開発能力を活用し、そして農業に関する技術の向上を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ることを目的とする、こういうふうなうたわれております。

これはもう当然のことでありまして、先ほどからもいろいろ技術のことを申し上げましたけれども、特にもう既に現場、いわゆる先進農家等におきましては、民間の研究機関ととくに以前から研究を重ねまして、もう商品化している地域もたくさんございまして。先ほど千葉の話がでてきて恐縮ですけれども、もう私どもの地域、大変先進農家が多いんですけれども、そういう皆さんでは、バイオとかあるいは有機農業に関していわれる、こういうことを申し上げて恐縮なんですけれども、普及員以上の研究を重ね、また知識を持っている方もたくさんいらっしゃると思います。そういうことで、今回のこの制度というものは未来に向かって本当にいい機構だと思っておりますけれども、この辺に関して、大臣、今までお話ししましたように、先進的な農家もたくさんいらっしゃるわけでありまして。そして、この技術、高いものを持っていらっしゃるんですけれども、これからの研究機関、恐らく国際的な方向に向かっていくわけでありましても、今までのこのくらいの研究機関では十分なのかどうか、その点について大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○大河原国務大臣 お答え申し上げます。

ただいまは実川委員の千葉県における先進的な農家の技術水準の高さなり技術に対するニーズの強さというふうな点についていろいろお話をちょうだいしたわけでございまして、当然のことでございますけれども、国の試験研究機関は基礎的な、先駆的な試験研究をやっております。都道府県の試験研究機関が実用化をやる。民間試験研究機関においても大変エレクトロニクスとかその他新素材とか、そういうものでは非常に蓄積も持っております。それだけが研究を行っておるところでございまして、先進的な農家の方々はそういうところを、直接民間等からも技術を導入しておられるというふうなことかと思うわけでございまして。

まあ、さようでございましてけれども、やはり国の試験研究機関といたしましては、普及事業等からもその情勢をくみ上げるということはもちろんでございますが、先進的な農業経営者の皆さんの技術に対するニーズがどの辺にある、またどこが問題だということを酌み取って、それがまた生産現場に直結した技術に通ずるわけでございまして、そのような体制を取り上げるとともに研究機関自身の成果をさまざまな方法で、また農家の皆さんにもお知らせするといえますか提供する、そういう努力をすべきではないかなというふうに思っております。

○実川委員 今大臣のお答えをいただきましたけれども、今後その先進農家あるいはこれからやろうという意欲ある農業者の皆さんに對しまして、これらの点をさらに高めていただきたい、このように思います。

この生研機構につきまして、もう一点お伺いをさせていただきます。

この制度、大変結構なんですけれども、その中でも五年という期限、いわゆる研究成果というものを切っておられるわけでありまして。これは大変結構なことだと思えます。それに関連しまして、これから現場に直結する生研機構、これも今までのような制度だったと思えます。現場の皆さんの意見を聞くということは大変結構なんですけれども、

れども、今後この制度、農林省といたしましてどのような課題を現場、農業従事者に与えられるのか、そしてまた、この得られた研究成果をどのように普及、実用化していくのか、その二点についてお伺いいたします。

○山本(農)政府委員 生研機構でこのたび実施いたします研究開発の課題でございますけれども、これは五年という限られた期間に十分実用化できる見通しのある課題につきまして、特に先進農家等含めて農家のニーズに即したもので、また農業の体質強化に役立つものについて、特に民間の研究機関に、先ほど大臣からも申し上げましたようなハイテク、バイオ等々のさまざまな蓄積のあるところとむしろ生研機構はタイアップして、課題を設定していただくことを想定いたしております。

また、この研究成果の普及につきましては、生研機構や国が一体となりまして、広く都道府県、普及組織、また生産者団体、民間事業者に対して積極的な情報提供を行いまして、関係者一体となつて現場で一日も早く実際に実用化できるように積極的な普及に努力してまいりたいと思っております。

○実川委員 いろいろお答えいただきましたけれども、いずれにしても民間と現場の直結した技術開発、大変結構なことだと思います。今後効率的また安定的な農業経営を図ることが大優先でありますので、さらにこれは進めていただきたい。それが恐らく魅力ある農業につながるものと思ひます。このような研究開発機構、生研に対してさらに積極的な対策を進めていただきたいと思ひます。

時間が参りました。一点だけ最後に大臣にお伺いをさせていただきます。

今回の農業改良資金助成法、この法案でありますけれども、もちろんウルグアイ・ラウンド合意の後を受けての対策だと思ひますけれども、そのメリット、そしてまた具体的に今後どのような効果が見込まれるのか、その点について簡単に結構でございますけれども、お答えをいただきたいと

思ひます。

○大河原国務大臣 地理的条件、自然的条件、その他各般の条件で不利な状況に置かれております中山間地帯等におきましては、その規模の拡大がなかなか困難とか諸般の条件がございしますが、そこにおける主産業である農林業の振興、特に農業の振興から申しますと、新たな収益性の高いと申しますか、付加価値の高いような新作物を導入することによって経営に新しい部門を開きまして、それによってその経営を発展させていくということが大事であらうというのを考えるわけでございます。しかし、特に新しい作物を導入するといふような場合におきましては、なかなか経営の困難もございまして、心理的な不安もある、各般の準備も必要だし、そしてそれに対していよいよ経営を開始する場合には、通常の条件よりも有利な条件でバックアップをしなければならぬ、そういうことでございまして、このたびの農業改良資金制度におきまして、新部門におけるその作物の導入の準備の資金とか、あるいは開始資金といふような制度を設けまして、その導入を容易にいたしたいという点をねらいとしておるところでございます。

○実川委員 時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○中西委員 矢上雅義君。

○矢上委員 新進党の矢上雅義でございます。先日大阪府大津市に参りましたのは、明日の内閣より山岡賢次先生が農水担当として行かれ、これに対応する我が党としての施策を今現在まとめてペーパーにされております。また、倉田先生、実川先生からも質疑等ございましたので、今回私の質疑からは省かせていただきます。

まず質問に入らせていただきますが、農業経営基盤強化促進法の一部改正についてでございます。これは従来より農地保有合理化事業として各県に農業公社等が設立され、公的機関がやられておりますが、こういう土地を動かすということ

は、民間の不動産業者なり人材、情報面ですぐれている業者さんがおられますが、そういう業者ではなく、あえて保有合理化法人をつくりそれを運営するという経緯以下についてお聞かせいただければと思ひます。

○野中政府委員 この経営基盤強化促進法に基づきます農地保有合理化事業でございますけれども、これは農地の出し手と受け手の権利移動の間に介入をすることによりまして、農地の移動を構造政策という観点から望ましい方向に誘導をするというふうな目的で昭和四十五年の農地法改正により発足したものでございます。

したがって、その担い手としては、営利を目的として売買を行う民間不動産業者では必ずしも適当ではないのではないかと、地方公共団体等が出資または表決権の過半を持つ公益法人であつて、かつ都道府県知事の承認を受けた農地保有合理化法人に実施をさせるということにしているものでございます。

○矢上委員 今の御説明ですと、構造政策という観点からスムーズに望ましい方向に進めると、それはよく理解できました。ただ、いろいろ資料等見ますと、特に現場を預かっておられる農業委員会、農地銀行等ですけれども、専任の職員を抱えるところが少なく、主に役場の職員さんあたりが兼任で一人、二人の体制でやっております。また利用権設定率等権利移動の少ないところでは、やはり専任職員のいる割合が低いという結果が出ておりますが、今後十年間の間に農地の流動化を今までの二、三倍のペースで進めるとなると、この農業委員会に対する組織力の強化というのですか、そういう施策は当然お持ちなんではないでしょうか。

○野中政府委員 農地保有合理化事業に当たりましては、お話しのように都道府県農業公社が中心になって行方わけでございますけれども、当然事業の全体にかかります情報収集でございますとか個別事業についての連絡調整、あるいは土地の位置、権利関係の確認とか登記関係の必要な書類の収集、確認でございますとか等々、これらのこと

につきましては、地域の実情に通じております農業委員会に業務を委託をしているところでございます。

農業委員会は、お話しのようにいろいろなところがあるわけでございしますけれども、基本的には業務委託によりまして、現場に手足となつて活動する機関を持たない県の農業公社といたしましては、その農地保有合理化事業が円滑に推進されるのではないかと。そしてまた、現地の農業委員会活動等につきましては、これはまた別途、現地の農地の出し手あるいは受け手の掘り起こし、それらをまとめまして集落でもって全体としての計画をつくるとか、あるいは非常に流動化を先進的に進めていただいているところへの奨励措置とか、そういうようなものを別途予算措置等でも講じているところでございます。

私どももいたしましては、この法律措置それから予算措置等々相まって業務が従来以上に推進をされますように全力を尽くしていきたいというふうに思っているところでございます。

○矢上委員 ただいまの説明のとおり、確かに現場では農家の顔役さんあたりがいろいろな一人何役で頑張っておられますので、どうかその方々の御苦労が報われるような奨励金等、ぜひ充実していただければと思っております。

次に、今の御説明の中で、職員さんが少ない、顔役さんたちが頑張っておられるということがありますが、高齢農業者また兼業農家、出し手となる人がたくさん潜在的にはおられますが、受け手となる人がなかなか見つからず先に進まない。また逆に、受け手が仮に見つかった場合を仮定しましたとしても、売り手の方といひますか、出し手の方は負債をたくさん抱えており、少しでも高く売りたいという要望の方もおられます。また、買い手の担い手農家の方々は、設備投資等既に負債を抱えている方が多くおられ、将来の合理化等も考えると経営の採算性を考えて少しでも安く買いたい。一般的な観点からすると、こういう売り手と買い手のギャップがあるわけでございます。

この場合の価格形成、特に、売り手に合わせ過ぎますと値段が高くなり過ぎて批判を浴びる。買い手に合わせますと今度は値段が安くなり過ぎて出し手がなくなる。こういう価格形成をきちんとやる場合の機能というものは、やはり地元の顔役さんたちは、情報の掘り起こし、売り手、買い手の掘り起こしまではできても、なかなか価格形成の段階で身近な人が入るといのは難しいと思います。

そういう中で、今回経営転換タイプという形で価格形成を外部の専門家に任せるといふような段取りができてきたのだと思いますが、このような状況について今のような問題を抱えておられるか、御説明いただければと思っております。

○野中政府委員 農地保有合理化法人が農地を買い入れる価格につきましては、土地の種類、農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引価格を基準といたしまして、その土地の生産力等を勘案した上で必要に応じて農業委員会の意見を聞いて定めているところでございます。また、農地保有合理化法人が売り渡す際の価格は、原則としてその農地の買い入れ価格に事業経費を加えた額を基準として定めているということでございます。

そういう意味で、農地の価格が下落しております区域、地域では、合理化法人が買収しまして、そして中間保有をしております間に周囲の地価がいっぱ下がってしまっていて、今度は、今申し上げたように通常は買い入れ価格に事業経費を加えた額を基準として売ることになっておりますので、通常の場合ですと受け手の農家の方に、売り渡し価格に割高感が生じてくるというような場合があるわけでございます。まさに先生お話しのとおりでございます。

そこで、今回新たな事業として経営転換タイプというのを設けることといたしておりますけれども、この事業におきましては、今申し上げましたような事情を踏まえまして、都道府県と市町村、農業委員会、農協などから成ります協議会を開催

いたしまして、この意見を聞いて価格の決定をするというようにすることといたしております。農地の受け手農家に対しまして売り渡し価格につきましても、売り渡しの時点における時価を基準とした価格設定をするというようにすることといたしまして、下落した場合などでも円滑に売り渡しが進むようにしたいというふうに考えております。

○矢上委員 今のことについて少し確認をしたいのですけれども、農業委員会等専門家を集めた協議会の中に、やはり当然ですが不動産関係的な、不動産のそういう専門家も入られる予定でいらっしゃるのか、それとも一般的に専門家というのはその地域に住まれる農業専門家に限られるのか。

○野中政府委員 そういった専門家の方にも加わっていただきたいというふうに考えております。

○矢上委員 先ほどの答弁の中で、価格の下落した地域でございますが、受け手に対して売り渡した時点での価格を前提とするという方法でございまして、これは確かにこういう形で逆さの発想と言ふとちょっと言葉は悪いのですけれども、買い手の方々が買い取る場合に、売り渡し時点での価格を前提とするとおっしゃいましたが、そういうことはやはり必要なことですので、ぜひ今後とも前向きに進めていただきたいと思います。そうしませんが、土地を買い付けたけれどもそれが転売できずに、そのままの備蓄みたいな形で土地の備蓄というような形も起こりますものですか、やはり仕入れた土地を確実に新しい担い手に売るといふ価格の逆さの発想でぜひよろしくお願いいたします。

次に、あともう一つ、この保有合理化事業におきまして、統計によりますと、所有権移転よりも賃貸借の方が昭和六十年以降どんどんふえております。一般的に中核農家、担い手農家というものは、土地を拡大するとそれに対応した経営体の拡大、法人化を進めていく。そういう中で経営の安定化を図っていくわけですが、賃貸借と

いいますといつかは返さなくてははいけない。そういう場合の経営体の不安感というものもござい

ます。また一方、土地の出し手といふか、土地を貸す方にしましても、一回貸したらもう返してもらえないのじゃないかという心配感もござい

私のうちも農業をやっておりますが、昔は、十年ぐらい前までは一度人に貸したらもう戻ってこないのじゃないか、そういう心配も大変ございまして、なかなか農地銀行に土地を提供した

ない、そういうことがございまして、今賃貸借の方がふえておいて所有権の移転が減っているということは十分わかります。ただ、これは余りにも賃貸借の方が今後伸び続けますと、経営規模を拡大しようとする担い手農家の方々が大変困る状況になってきますので、今後の方針についてどういうお考えでおられるのか、ぜひお聞きしたいと思っております。

○野中政府委員 先生お話しのように、農地流動化の現状を見ますと、賃貸借等によるものが七割を占めているという状況でございます。ただ、北海道、東北といったような地域につきましましては所有権移転の割合が比較的高いといったようなこともございまして、地域によって異なっているわけでございます。

今回の農地保有合理化事業につきましては、それはやや異なっております。この事業を通じてますと農地の売り渡し代金の支払いが早く確定である、あるいは税制上の優遇措置もあるといったようなメリットがございまして、このメリットが生かされやすい所有権移転によるものが多いというのが現状でございます。今後は、先生お話しのように、所有権移転によるものが安定をしていくというところはございまして、売ってしまうという出し手の方から見ますと、売ってしまうというふうもやや不安だというふうな方もあろうかというふうにも思うわけでございます。いずれにいたしましても、規模拡大という意味では、この所有権移転あるいは賃貸借等も含めまして拡大をしていくということが大切ではないかというふうに思

いるわけでございます。先ほどお話しのように、貸したら返ってこないという不安を取り除いていただくために、現在提案をいたしております農業経営基盤強化促進法の前身となる法律ができて、安心して貸していただけるようにというふうな制度ができたわけでございます。今回はそれらの拡充でございますので、お認めをいただければ、拡充した制度を使いましてさらに一層この所有権移転あるいは賃貸借を進めてまいりたいというふうに思うわけでございますが、この制度によるものとしたしましては、先ほど申し上げましたように、現状でも所有権移転が中心でござい

ますので、この制度によるものとしては所有権移転によるものが引き続き中心になるのではないかと

○矢上委員 よくわかりました。

次に、この事業の場合、受け手の確保というものが当然必要となつてまいりますが、その受け手の確保としまして、新規就農者の確保、そしてまた現在の経営体を規模拡大に合わせた対応とするために、育成、つまり法人化、また集落営農機能

を備えさせるという力でございまして、こういう規模拡大のできる体制をつけていくということにつきまして、車の両輪として考えられますので、今後どのように力強く進めていかれるか、そういうところをお聞きしたいと思

また、補足でございますが、農事組合法人、これにつきましましては、補助事業を受けやすいためにつくった、有限会社、節税対策のためにつくった、こういう意向が結構強うござい

ますと社会保険に加入できるものですから、福利厚生労働条件面の改善が進んでいったということで大変喜ばれている状況でございます。こういふ中で、今後どのようにまた強く取り組んでいかれるか、ぜひお聞かせください。

○野中政府委員 私どもも、今お話しのようなことで、農業がいれば職業として本場に魅力のある、やりがいのあるものにしていくことが非常に重要だというふうに考えているわけでございまして、お話しのとおり、新規就農者の確保、それから既に経営に入っておられる方の経営の発展というようなことを両面で考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

新規就農者の確保につきましては、既に先ほど来御議論もございしますが、いろいろな農業大学校における実践的研修教育等々、いろいろな施策がございまして、今回御審議をいただいておりますような青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案を御提案を申し上げておりまして、これに伴いましていろいろな施策の拡充を格段に図っていくことにしているところでございます。

また、効率的、安定的な農業経営の育成につきましましては、これも今回改正をお願いをいたしております農業経営基盤強化促進法でございますけれども、これを軸にいたしまして、私どもは、本当にやる気のある、意欲のある農業者、こういう方に数多く認定農業者になっていただきまして、そういう方に基盤整備事業といえ、その他のいろいろな事業といえ、できるだけ集中的に実施をいたしまして、そしてまた農地につきましても、農地利用集積活動を通じて農地が集まるようにするということなことで、積極的に支援を行って、何としてもこれらの方々に発展をしていただきたい。そういう中で、お話しのように法人化でございますけれども、まさに御指摘のように、従来のいわばどんぶり勘定をやめて企業的な経営の発展を図るというような意味で、経営の発展、あるいは後継者をそこで一緒に働いていただくという面

からも非常に大きな役割を果たしていただけるものというふうに我々認識をしているところでございまして、この支援に私ども力を入れているところでございます。

確かに、法人をつくります場合の手続がややふなれであるとか、そういうような御意見、感じがあれども、我々よく承知をしているわけでございまして、従来からこういう方々に対するコンサルティングあるいは経営研修等々といったような、そのための御援助でございますとか、あるいは農地の現物出資でございますとか、そういうような各般の施策を集中をいたしまして、こうした意欲のある方々の認定農業者としての発展、さらには、条件が整う場合には今の法人化の推進といったようなことに全力を尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔委員長退席 録事委員長代理着席〕
○矢上委員 わかりました。今の答弁で大体わかりましたので、その方向でぜひ力強く進めていただきたいと思っております。

次に、新規青年の就業促進法の関係にまいりますが、低利で長期の資金、それに対する需要というものは、やはり現場を回りましても、担い手農家、若手の方々から大変強い要望で、今回の法案というのは非常に喜ばれる法案だと思っております。

ただ、問題が大きいのが、同時に、現場に行きますと、大体五十代、六十代の方から聞きますと、息子に後継がせたくない理由の一つに、父親である自分がいろいろな農協関係の連帯保証人になっておいて借金で首が回らない、このまま息子に後継がせると借金まで継がせるから、もう息子に後継がせたくないという方が結構おられるわけでございます。そういう中で若手の方々は、将来を見て、できれば低利で長期で大きな金額を借りたいと思っておられますが、資料等によりまして、これは九州管内の資料でございますが、肥育牛の農家の方で、借金がすけれども、借入金、平成二年が七百万であったのが平成四年に

は三千万円、増大しております。また、今経営のきつい採卵鶏等に關しましても、平成二年の借入金が七百四十万、平成四年が二千万円、特に、既に自由化にさらされているところは非常に設備投資を積極的にやっていたかざるを得ない、しかしなかなか採算もとれないということで大変苦勞しておられるものですから、本制度におきまして、過剰貸し付けを防止するための措置というものは非常に営業指導としても必要になってくるもので、それから、その辺の運用面をちょっと、今までの対策とこれからの課題等についてお聞かせ願えればと思っております。

○日出政府委員 この青年就業促進法の就業支援資金でございますけれども、いわば資本整備のための資金ではなくて、いわゆる研修でございますとか営業準備に必要な資金ということでございまして、一般的に先生が事例で挙げられましたような資本整備をするための資金、あるいは貸し過ぎといったようなことは若干面は違うとは思っております。

ただ、もちろん無利子のこういった研修等の資金でございますけれども、例えば農業大学校に二年行きます、その後先進農家にまた二年行つたというようなことで、それぞれ月額五万円、十五万円で計算いたしますと、全部で六百万ほどになるわけでございます。そういう意味で、過剰貸し付けのような事態というのは想定してないわけでございますけれども、当然ながら、貸し付けに先立ちます時点で、この貸し付けをいたします青年農業者育成センターあるいは改良普及センター、こういったところでよく相談にあずかりまして、現実的で実行可能な計画となるように必要な助言は十分にいたしたいというふうに考えている次第でございます。

○矢上委員 私の勉強不足もございまして、よく理解させていただきました。次に、就業促進法関係で、就業計画を提出して認定していただく、そういう計画で認定就農者になられるわけでしょけれども、ちょっとこれも

話は違いますが、平成五年度でしたか、農業経営基盤強化促進法による認定農業者ですか、これも始まったばかりでございまして、なかなか大変な、地域に対する取り組みもまだこれからだと思います。やはりこれも現場で聞きますと、隣の村は一生懸命この計画が出されて認定者がふえておるのに自分の町では、村ではなかなか町村の取り組みが鈍くてめったにそういう人見らぬなという声も聞くものですから、確かにスタート地点ではございまして、今回の青年就業促進法に関する計画におきましても似たような状況に陥らないように、スタートでありながらも、スタートが大事でございまして、今後六年間を乗り切るために、まず農業経営基盤強化促進法の今の取り組みの現状、それとまた今回の就業計画制度が同じようなことにならないように、ぜひその辺の対策についてお聞かせ願いたいと思っております。

○野中政府委員 農業経営基盤強化促進法によりまして認定農業者の実績の方を私の方から御答弁を申し上げたいと思っております。この法律に基づきます農業経営改善計画でございますが、平成六年十二月末で五千七百七十五という経営体の数でございます。この法律は、まず最初に都道府県が基本方針をつくりまして、それから次に市町村が基本構想をつくる、そして今の農業者が農業経営改善認定計画をつくる、こういうことでございます。

現在、市町村が計画をつくっている最中というところでございまして、実は、今年度中には大体市町村の基本構想が出そろふものというふうに考えております。確かに、当初この私の私どもの制度につきましても、若干その趣旨、メリット等につきまして必ずしも十分に御理解をいただいてない難いものもあったところでございまして、今のようには市町村の構想が出そろってまいりますし、また、国、地方公共団体一体となって制度の普及に努めておりますので、最近では徐々に理解が深まっており、今後には認定の申請がふえてくるのでは

ないかというふうに期待をしているところがございます。

○日出政府委員 私どもの青年就農促進法の中の就農計画の認定でございますが、経営基盤強化法の認定と違ひまして、認定そのものの多い少ないが市町村ごとにはばらつくといったようなことは通常考えにくいわけでございます。知事が広域的な観点から認定をするということでございますから、基盤強化法の認定のような状況はないんだらうというふうに思っております。

ただ、私どもが気をつけなければいかぬと思っておりますのは、この法案では、国が三分の二、県が三分の一原資を出して育成センターで貸し付けるわけでございます。従来、改良資金の例でもございますが、この原資の関係といましようか、財政事情等から、ややもしますと熱心な県とそうでない県が出てくる、そういうような傾向がうかがえるというふうに思います。そういうことにならないように、私ども県とよく相談をいたしまして、きちんとした対応ができるようにしたいというふうに思っている次第でございます。

○矢上委員 確かに、県の出資分もございしますから、財政事情きつというところが当然予想されますが、ぜひ県また現場におきましても理解、説明を進められて、積極的にこの就農計画の認定を進めていただきたいと思います。

次の質問でございますが、これは質問するつもりでありましたが、ちょっとお願ひに変えさせていただきます。

まず、新規就農者、後継者が来る場合に、これはつい最近うちの党の議論の中で出てまいったこととでございますが、配偶者がなかなか確保できない。四十代の方で農業後継者の方がおられるが、お嫁さんの来手がないということがございます。それは、農家の中におきまして家父長の力が強いとか、また女性や若夫婦に対する家族、また農村社会の中での福利厚生が足りない、いろいろございします。そういう中で、私の地元の熊本県におきましては、賃金の面とか休日確保をどうする

か、家族で協定制度を結んだりして対処しておるところもございします。

また、本来の配偶者の確保のために、地元の町村におきましては、消防団に委託しまして、お嫁さん情報を集めてきてくれてそれで結婚が成就した場合に、その消防団に奨励金、十万円だったかと思ひますけれども、奨励金を出してみたい。また、消防団等を利用してスキーツアーを企画して交流する機会をつくる。確かにこれはプライベートな問題であり、市町村レベルでやることとございしますが、この新規就農された方が幸せな家庭を築くためには国挙げての支援も必要でございします。これらの全国的な普及のためにぜひお力を加していただきたいということとございします。

また、現在、農家といひましても、同居というところも減ってきております。やはり若いうちは親と若夫婦が別々に暮らして、まあ遠くではございせん、近くでございしますが、御両親の老後の世話がかかるときには一緒に面倒も見れる、そういう近さの住宅といひますか、そういう住宅対策を考えた場合に、地方におきましては、当然アパート経営されているところもほとんどございせん。また、若い人たちが家を建てたくても、農地でございします。なかなか下水の関係、また取りつけ道路の関係等ですぐ宅地を造成できるわけでもございせんので、できれば公営住宅の充実など、できるだけ早くそういうものを進めていただいて、新規就農者の方々が家庭を持ちやすくするためにそういう御努力をぜひお願いしたいと思ひます。

これは質問する考えでございしましたが、ちょっと時間の都合で要望に変えさせていただきます。また、残りの問題についてでございますが、新規参入者の方々に特に要望が強い問題がございします。

それは、新規参入する理由として、創意工夫ができる職業としてということのほかに、有機農業と申しますか、減農薬、無農薬農業、そういうこと

ころの取り組みに力を注ぎたいということで新規参入者がふえておる現状がございします。ただ、それに対して、新規就農者の皆さん方が、減農薬、無農薬の指導者がどこにおられるか、また指導者の数が少ないためにそういう指導者を求めておられること。また、土づくりの期間が三、四年かかるものですからその間に非常にでき、ふできがある。そういう経営面での不安定な部分を抱えておられます。その土づくりの期間の経営安定化の助成。また、こういう有機農業関係の農産物は大量生産品とは呼べず比較的少量のものが多くございします。そういう中で一般のルートに乗りにくい、かといってすぐ新規参入された方々が産直のような方法をとるといったのもまた難しい問題がございします。その面について十分な対策が今後なされるかどうか、それについて答弁いただければと思っております。

○日出政府委員 先生の有機農業でございします。近年取り組みの拡大が非常に目覚ましい分野でございします。ただ、先生お話しのとおり、幾つかまだ私どもの対応としても足りない部分がございします。私もといたしますれば、この有機農業、環境保全型農業の一形態ということ、今大いにいろいろな面で推進をいたしたいと思っております。

その中で、先生がお触れになりました技術指導者の関係、これにつきましても、普及の中の千人の方を技術指導者という形の中に位置づけるべく研修を実施をいたしますとか、あるいは農業改良資金の中に有機農業の導入資金といったものをつくりますとか、あるいは先生も御案内のとおり、有機農業の表示のガイドラインをつくることといった等々も今やっておるわけでございます。

そのほか先生お尋ねのこういって有機農産物の流通活性化を支援する事業も、これ昨年度だったと思ひますが、食品流通局の方からこういって事業をいたしました。流通サイドと生産サイドの交流を促進する事業も今始めているところでございします。まだまだこういって問題につきましては、

実は有機農業の方々はどちらかといひますと収入が少ななり方をしていただけてはなくて、さらに行政に余り頼らないということをやっておる方も非常に多うございします。しかし、私どもとすれば、有効な支援ができる面についてはそれなりの対応をこれからもいたしていかなきゃいかぬというふうに考えておる次第でございます。

○矢上委員 確かに現在、有機農業の方々は、自助努力といひますか、行政に頼らずに一生懸命やろうという方々が多く、行政の施策となかなかみ合わない部分もよく存じ上げております。ただ、若手経営者、農協の流通の中に入っておられる方々でも、一年か二年やったられども失敗したという方が多くてもう懸り懸りだという方もおられます。そういう方々の意見が、やはり土づくり期間の経営安定化に対するバックアップが何とないだけではないであらうか、これは一つの産業でございします。で、でき、ふできに対するバックアップは非常に難しいかと思ひますが、そういう狭い分野といひますか、特定の分野に限っても今後とも何らかの施策ができるようでしたら、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に質問する予定でございましたが、新規就農者に対する相談体制についてでございますが、これはちょっと時間の都合で次回の質問に回させていただきます。

次に土地改良についてでございます。土地改良についてはございしますが、規模拡大が進むということは、理論上も現実にも結果的に農家戸数が減少するということになります。そうなりますと、規模拡大して広大な土地改良施設ができ上がっている、それに対する維持運営費を結果的に少ない農家の方々が負担するということにもなつてまいりますが、これで果たして今後の経営が成り立つのか。新農政といたした場合にはそこまですみ込んで考えていきまさんと、今のままでは大変じゃないかという気がいたします。

特に土地改良区自体が小規模なところで財政基

盤が弱い、また混住化が進んできて農業者の高齢化、また土地改良組合の組合員数が減少してきまうと、溝を、用水路を掃除する場合には集落の農業者で労働力を提供しておたり、また去年のような渇水時期には、水あけのための、何といまうか、当番を組んでどこに水をあける等などの大変人手のかかることを労働力を提供して皆さん方でやっておられますが、その労働力の提供もなかなか農家の減少で見込めない、また管理費、維持費の負担も、少ない農家ではこれからつくなくなるのではないかと、そういうことでこの点についてどうお考えでしょうか、よろしくお願いいたします。

○野中政府委員 土地改良施設から受ける受益というものは面積に応じて変動するわけでございいますので、規模が大きくなりましても面積当たりの負担が大きくなるというわけではないんだらう、そこはそれなりに収益が上がるわけでございいますから、その一定分として払えるということはあるわけでございいます。ただ、面積が大きくなると、トータルとしては負担が大きくなるというたような問題は確かにあるわけでございいます。

私もどなたもいたしましては、土地改良施設というのは農業生産を支える基本的な施設でありますと同時に、国土資源の総合的な保全あるいは農村の活性化、環境保全などにも寄与するものでございいますので、従来からではございいますけれども、国といたしまして、特に公共性の高い一定の施設につきましては、国による管理あるいは都道府県の管理に対する助成といったようなことを行っておりますし、土地改良区などが管理する施設につきましても、施設の整備補修に対する助成でありますとか、あるいは地方連合会によります施設の管理技術に関する指導に対する助成といったようなさまざまな援助も行っているところでございいます。

また、今お話もございましたが、土地改良区で農家の方々が減って基盤が弱くなってくるというような問題もあるわけでございいますので、平成七

年度からはこの土地改良区の活性化構想を策定をいたしまして、これに基づきまして、土地改良区の統合あるいは再編整備などといったようなことも推進をされているということにいたしております。これら相まちまして、地域の実情に応じて適切に対応をしていきたいというふうに考えているところでございいます。

（録音委員長代理退席、委員長着席）

○矢上委員 改めて申し上げますが、お金で片づく部分はそれで結構だと思えます。ただ、先ほども申しましたが、現実には用水路をさらったたりする清掃は地元の農家の集落の方々が出たりおられますし、渇水時の水あけ当番というふうなものも地元の方々がやっておられます。そういう大きな農地をもとに農業をしながら、今度はまた大きな施設を少ない農家でそこまで果たして労働力の提供ができるのか、そういう部分もございいますので、よろしく願います。

○野中政府委員 確かに農家が減ってまいりますと、水路の掃除、維持管理などが残った中核的な農家の負担にかかるといったような問題もあるわけでございいます。これらにつきましても、地域によりましては、そういうような状況に際しまして土地改良区等がその部分を担うといったような動きなども出てくるのではないかとというふうに思っています。これへも対応しなければならぬ。また、さらにもう少し先のことで言いますと、その大区画の水管理あるいは集落全体の水管理というものを、もう少し人手に頼らずに先進的なインテリジェントシステムで水管理をしていくといったようなことも開発をしていかなければならないんではないかとというふうに考えておりまして、これらにつきましては、別途御提案を申し上げております。新技術の開発に関する法案等に基づきまして、そういったシステムを今後開発されていくのではないかとというふうに考えているところでございいます。

○矢上委員 時間がなくなりましたので、大臣にぜひ御要望がございいます。

よく言われることでございますが、新農政を進めていく、そしてまた混住化が進んでいく、そうなりますと、一部の農家の方がおられて、サラリーマン的な方々がおられて、高齢化の方々がおられる。そうした場合、用水路とか農道というものは単なる農業用施設ではとまらずに社会資本の整備として位置づけ、その費用ですが、負担金、維持運営費等は、これから先は新農政を進めれば進めるほど、その農業者の限りなくゼロに近い形で公的負担と申しますか、結果的に社会自体が背負う公的負担として進めていかざるを得ないのではないかと。それを私だけでなく多くの議員の皆様方が考えておられるわけですが、大臣としてはどのようにお考えでしょうか。

○大河原国務大臣 率直に申し上げまして、なかなか難しい問題でもあるかと思えます。農村の混住化の問題、そこにおける農業関係の公的施設の管理の問題、しかもそれが多面的な役割も演じておるといふことでございまして、負担をいかにするかという点でございまして、先ほど構造改善局長がお答え申し上げましたように、その土地改良施設等についてのいろいろな形における国の公的バックアップ等々、いきなり公的負担を導入することについてはなかなか困難があるかと思えますので、緑と水の土地の基金の創設とか、その他そういう意味で一層の公的な支援を強めていくという方法がしかるべきかと思うわけでござい

ます。

○中西委員長 もう終わってください。時間がうんと経過しましたから。

○矢上委員 これで終わります。どうもありがとうございます。

○中西委員長 千葉国男君。

○千葉委員 新進党の千葉国男でございます。昨日私は予算委員会におきまして、阪神大震災に対する農水省の救援対策について農水大臣にお伺いをいたしました。大臣から、農水省、地元自治体あるいは関係業者の方々等挙げて連携をとり、真摯な対応が続けられているとの御答弁をい

ただきました。初動段階でどうしても農水省は受け身の態勢がありましたけれども、今後さらなる御努力をお願いを申し上げたいと思えます。

そこで、農村あるいはまた漁業用施設等の復旧のための、ここで農水省の積極的な姿勢を示すために、長期無利子融資制度等を考えてはどうか。あるいはまた今後の食料品の価格をしっかりと守っていくという意味で、被災者のために価格監視体制の確立、こういうことについても今後しっかりと力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大河原国務大臣 農地、農業用施設、その他公的な助成が行われる部門につきましては、激甚災害法の適用等によって高率の助成が達成し得る政令の指定も決まりまして、八日に公布されるというところでございいます。激甚災害法に基づく指定でございいます。

それから、長期低利等の問題につきましてはこれは個人施設の、個人の問題かと思うわけでございいますけれども、これについては、農林漁業者につきましては、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設がございまして、長期低利の資金が災害復旧資金として既に用意されております。

それから、その他の点におきましては、例えば中小小売業者等、神戸市等はそういう生鮮食料品その他の関係の業者の方々がございまして、これについては、中小企業金融公庫におきまして三分の二の特的な措置がとられる等、各種各様の融資制度についての対策が既にとられておるところでござい

ます。

それから、第二段の物価の監視問題ですが、既に災害が発生しまして早々に食糧事務所と県の関係の担当職員が組みまして、パトロールを現在やっております。結果によりまして、これは経済企画庁等の物価監視調査等も突き合わせてみましても、やはり落ちついておるといふことを御報告申し上げられるのではないかとというふうに思っています。

○千葉委員 今大臣から低利融資ということがあ

りましたけれども、ぜひ無利子まで頑張るようによりよくお願いを申し上げたいと思います。

一月二十三日の本会議におきまして、海部党首の方から農業問題について新進党としての基本的な考え方を二つ明確に示しました。その一つは、基礎的な食糧の自給体制を確立する。二つは、農業の持つ役割というものは、国土保全あるいは環境保全の産業であって、自然との触れ合いを通じて豊かな心を醸成するヒューマン産業としての役割を重視する。こういうふうな方針を打ち出したわけでありました。

そこで、食糧自給率についてお伺いしたいと思いますが、去る一月二十六日、農水省として平成五年度の食料需給表の速報を公表いたしました。これを見ますと、食糧自給率はカロリーベースで三七％、穀物自給率に至っては二％と、大変な低率をされているわけでございます。もちろん、平成五年といえは未曾有の冷害に見舞われた年でありましたので、国内的に生産量が大幅に落ちた、こういうこともあるかと思いますが、こうしたことと踏まえて、今後、こうした極めて低い水準に今陥らんとしている自給率についてどのように入力とめられ、そしてまた将来に向けてどう力を入れていこうとされているのか、お願いしたいと思います。

○大河原国務大臣 委員御案内のとおりでございますが、昨年のウルグアイ・ラウンド農業合意受け入れに伴う国内対策におきましても、近年における自給率の低下傾向に対して歯止めをかけて、国内農業資源を最大限に活用して生産の維持拡大を図って自給力の強化に努める、結果としての自給率の低下を阻止していく、そういうことを明らかにしておるところでございます。この点は大変政策の重点としていくべきであると思うわけでございます。

さらに申し上げれば、そのためにはやはり何と申しますか、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な経営というものが各地域の農業生産の中核になって、生産力の高い、供給力の高い農業生産が

各地域に展開されるということが大事であるというふうに思うわけでございます。

なおこの点については、農政審議会におきまして既に昨年の九月から、委員御案内の農産物の需要と供給の長期見通し、これの新しい作業、平成十七年を目途にした作業、検討が始まっております。その際においても自給率の問題が大きな問題として、その積み上げ作業が行われておるわけでございます。

○千葉委員 二番目の環境保全、農業の外部経済効果といえますか、その位置づけについてお尋ねをしたいと思います。

水田の持つ国土保全あるいはまた環境保全機能、公益的な機能を有していることはよく知られているところでございます。いろいろな評価の仕方がございます。例えば、代替法では年間四兆七千億であるとか、ヘドニク法では年間十一兆であるとか、いろいろ言われているわけでありまして、具体的な金銭的に換算するのは難しい面もあるわけですが、そういう意味で、食糧の供給ばかりではなくて、農業、農村の持つ外部経済効果、ダムの問題であるとかあるいはまた土砂の流出防止ということとか、お金に換算できない要素があるけれども、そういう大事な要素を農業、農村というのには持っているんだ。こういうことをしっかりと、今後の農業、農村の確立のためにはそうした国民的なコンセンサスづくりというのが大変私は大事なんじゃないか、こういうふうに思っているわけです。

そういう意味で、今後そうしたものについてどのように農水省としてPRも含めて対応していくのか、お願いしたいと思います。

○大河原国務大臣 御案内のとおりでございますが、農業は自然の循環過程において営まれている最も自然と調和した産業部門である、そういう意味で環境保全にも役立つというわけでございますが、他方ではやはり化学肥料なり農薬というようなものについて環境に負荷する面もあるわけでございます。したがって、これらの面について

のセービングと申しますか、できる限りの、その負荷を軽からしめるような農業技術を開発して、それを積極的に進めていくということがやはり大事だと思えます。いわゆる環境保全型農業と言われているわけですが、今後強くこれを進めなくてはならないというふうに思っております。

現在におきましては、都道府県において環境保全型農業の推進の基本方針というものを立てていただまして、それらの環境保全的な技術の実地の検証ということを進めるとともに、さらに市町村におきましても、その基本的な計画を立てて推進をしていく、それに必要ないろいろな施設の整備というふうな点についても考えていきたいと思えます。

それから、先ほどの御質問に対する農畜園芸局長の答えにもございましたが、有機農産物については表示のガイドラインをつくりまして、有機農産物の関係から環境保全型農業の推進を図っていくというところでございまして、今後、この点については一段と政策としても力を入れたい。いわゆるウルグアイ・ラウンドの国内対策においてもそれをうたっておるわけでございます。

○千葉委員 ひとつしつかりお願いを申し上げます。

ウルグアイ・ラウンド農業合意の受け入れに伴いまして、厳しい、また新たな国際環境の中で、我が国農業が今後試験に立たされていくことになるわけですが、今後の農業、農村をめぐる状況を考えたときに、高齢化の進展あるいはまた後継者不足というのが非常に顕在化してきておりまして、先ほど大臣からもお話がありましたように、経営感覚にすぐれた経営体、これをしっかりと育成をしていかなければならないわけですね。

そこで、こうした望ましい経営体を育成する上で、その指針となるべき農業経営基盤強化促進法に基づきまして、市町村でこの基本構想の策定が急がれているわけでありまして、昨年末現在で千四百四十九の市町村で策定された、こういうふうに聞いておりますが、本年度じゅうにすべ

ての市町村でこれを完成できるのかどうか、この見通し、大丈夫でしょうか。

○野中政府委員 本法によりまして策定を予定している市町村が三千五十三あるわけでございます。現在時点、先生御指摘のように千四百四十九の市町村でございます。残りの市町村につきましても、策定作業が現在急ピッチで進められておりますので、本年度中に策定を終える見込みでございます。

○千葉委員 これがやはり基本となりますので、しつかりお願いをしたいと思えます。

ちょっと話がかわりますけれども、経営体の中で農業法人がありますけれども、たまたま私は宮城県でございますので、宮城県の農業生産法人の推移等についてちょっと調べさせていただきました。昭和三十四年から平成六年までの間で、全体的に農業生産法人百四十五戸、法人として届けられているわけですが、考えてみますと、三十五年間かかって百四十五戸、こういうことでございまして、年間にしてますと四法人ぐらいしか実際にはできていない、こういうふうな実態であります。こういう実態についてどのように評価されているのか。

そして、新しい展開として平成五年、平成六年から新農政の方針が発表されて、少し上向きになってきた。少し勢いを持ってきたかな。こういう五年、六年で十六法人が誕生しているわけなんです。今後そういう意味で、法人育成のためにどのような力を入れようとしていられるのか、よろしくお願いたします。

○野中政府委員 法人形態によりまして農業経営は、経営管理能力の向上、雇用労働関係の明確化、あるいは経営の継続性の維持といったような点で利点を有しておりますので、現在、効率的かつ安定的な農業経営の育成の一環といたしまして、地域及び各経営体の実情に応じて農業経営の法人化を推進をしているところでございます。

特に平成五年以降でございますが、農業生産法人の事業あるいは構成員の要件を緩和をいたしま

して、多少広げていると申しますか、そういうこと。さらには、農業生産法人の設立あるいは運営等に關しまして、やはりなかなかないといつたような声もございまして、コンサルティング等の指導体制の整備。さらには、農業生産法人が規模拡大をしていく、あるいは農業生産法人としてふやしていくというように、農地を現物出資をするという制度、合理化法人からでございますが、こういうようなものを設けるといったような措置を講じたところでござい

ます。さらに七年度におきましても、これは新たな措置でございますが、贈与税の納税猶予を受けております人が農業生産法人に使用貸借をした場合につきまして、その継続を認めるといったような税制の特例措置も創設をするということにしているところでございます。こういうようなことでございまして、私もいたしましては、意欲的な農業業者の方を中心に法人化につきまして一層関心が寄せられまして、徐々にその動きも活発化をしているところでございます。

今申し上げましたような各般の支援措置を精いっぱい推進をいたしまして、この法人の育成指導ということに格段の力を入れてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○千葉委員 五年、六年と少し勢いが出てきたというところで、さらにしっかりと推進を図っていただきたい、こう思います。

次に、今回の青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する法律は、青年の就業を促進するために実践的な農業技術等を習得させることを目的としているわけでありまして、その習得の場として、私は、農業大学校が重要な役割を果たしているのではないかと、こういうふうに思っております。

これも、ぜひ全国的なことを教えていただきたいと思うのですが、宮城県に農業実践大学校というのがありますが、そちらを回りにいろいろなと視察をしてまいりましたが、定員に対して応募

状況がまだまだ十分期待にたえているような状況ではない。あるいはまた、二年間の就学を終えて就職の現場に入ろう、こういうふうになりますと、五十八人在籍をしておりました平成六年度でも、実際に就職するというのはわずか五名、七名。それから、農協、農業関連その他のそういう農業に関する方々を入れても三、五割ぐらいの就職率である。せっかく大学で勉強させていただいても、現実にはそういう厳しい状況になっております。そういう意味で、全国のそういう若い方々の農業大学校での実態はどのようになっているのか、教えていただきたいと思ひます。

○日出政府委員 お尋ねの都道府県の農業大学校でございますが、全国で四十一校あるわけでございます。この農業大学校への応募者数につきましては、県の実情によりまして若干異なっているわけでございますが、全体的には平成三年が大体一番ボトムでございまして、それから徐々に毎年二百人ぐらいつ上がつてきている状況でございます。

私もといたしますと、この傾向をさらに強めていきたいというふうに思っているわけでございますが、一方でこの就職率でございますが、卒業後すぐに就職する方、あるいはちよつと将来一度置いてまた就職する方等々、いろいろな形態がございますが、全国的に見ますと合わせて大体三割といったところでございまして、これに農業的に就職する方、この方も含めると全体の就職率は七割前後というふうに承知しております。

○千葉委員 今、日出局長からお話ありましたように、せっかく実践的な技術を見つけてもなかなか現場にすぐ反映されない。そういう意味で、もっと大学校のあり方も含めて、かがえのないこれからの農業後継者でありますので、ぜひ大事に育てていただきたい、こういうふうに思っているわけでございます。

それで、そうした実践大学校の前提となります中学校と高校があるわけですが、その中で実際に農業、農村に関する指導担当の方々がいろいろ

御苦労をされているわけですが、実際に今の生徒さんの方の考え方、就職観といひますか、それが一つありまして、一番多いのは、やはり収入の多い職場、これが五四・三三。それから次が、自分の才能が伸ばせる職場、三一・二二。それから、休暇がとれ、残業の少ない職場、二六・二二。仕事が楽で楽しい職場、一九・五五。こんな感じで並んでいるんですが、全体的に今の生徒の考え方というのが、そういうやはり世の中を反映して収入が多いとか、もう一つ希望が持たれるのは、やはり自分の才能を生かすということ。今度は、先生方が進路指導に当たって心がけていることは何かというところ、やはりそういう生徒の意向、生徒の適性、こういうものを重視して進路指導に実は当たっているわけでございます。

そういう意味で、その中でこれからはしっかりと力を入れていきたいことは、農業の大切さあるいは役割の重要性、こういうものについてはしっかりとやはり担当者として教えていかなければいけない、あるいは夢のある農業政策の確立をお願いしたい、こういうふうな担当者からの声も聞かえてきているわけですね。

そういう意味におきまして、やはり大学校においても、かがえのない一人一人に対して、そういう前提に立っている子供さんたちのそういう意識というものをしっかりと大事にして意識改革を、教える側も、大学、学校の方ももっとしっかりと力を入れていかなければならないんじゃないかと、こういうふうに思っておりますが、どうでしょう。

○日出政府委員 先生お話しのように、県の農業大学校の卒業生の就職率をもう少し上げたいというわけでございまして、これのいろいろな手段につきましては、現場でも大変悩んでおるようでございます。こういう中で、いろいろマン・ツーマンの指導等を行ないながら就職率を上げていくわけでございますが、例えば普及センターとの協力でいろいろな情報を提供するか、あるいは先進農家での体験学習の実施でありますとか、

こういった地域に根差した実践的な研修等をやしながら就業意欲の向上を図っていくというようなことに尽きるかと思っておりますが、私もこの新規就業法案を出しました以上、当然のことながら、こういった県農業大学校の卒業生の方の就職率の向上につきましては、今まで以上に気をつけていきたいというふうに思っている次第でございます。

○千葉委員 大学校を卒業されて就職する方もいろいろいるわけなんです、その中の、平成六年十一月、昨年十一月に、進路意向調査を大学校でアンケート形式にやりました。そこで、なぜ農業に従事しないで就職をするのか、こういう質問に対して一番多い答えが、要するに親がまだ若いから、これが四二・九％。お父さんと一緒に仕事するほど我が家の農業体制はまだ整っていない、こういうことです。それから二番目は、就職し、将来に備えた資金を蓄えたい、これが三九・三％。ですから、自分は将来まだ農業をやりたいという気持ちがあるけれども、いろいろな家の事情から考えると、自分でできちんと農業を営むための資金づくりが必要だ、こういう意識ですね。その次が、農業以外のことも勉強したい、これが三一・一％。それから、農業だけでは生活が不安だから、二五％。

こんな感じで出ているわけなんです、そういう意味におきまして、若い、こういう将来は農業を志しながらさまざまな家庭の事情、また自分の将来計画とかなかでまだすぐには農業に携わることができない、こういう人たちに對する個々の対応をもう少し身近になって相談をしていく、力になってあげることによってさらに就職に近づいていくんじゃないか。そういう意味での支援策をもっとしっかりといただきたい。また、教える側の先生方の体制についてももう少し強化をしていくべきではないか、こう思いますが、いかがでしょう。

○日出政府委員 先生お話しのとおり、農業の世代交代ということで考えますと、親と子という関

係でいいますと、子供さんが成人してすぐにス
ムーズな世代交代が行われるものではないことは
事実でございます。そういう意味で、そういった
親が若いのですぐに就農しないというような事情
がよく見られるわけですが、一方、私どもの方
の立場からいいますれば、高い技術力な
り経営管理能力なりを習得して、早く就農してほ
しいという気持ちはあるわけでございます。

そこで、今回の青年就農促進法の中の一環とい
たしましては、実は改良資金の方の改正をいたして
おりますが、この中で、今ございます経営開始資金
を拡充いたしまして、親と別の新しい経営部門で
農業をやります場合の取り扱いということで、機
械とか施設とかの導入に必要な資金の貸付限度額
を実は千八百万から二千三百万に上げるというよ
うなやり方もいたしまして、こういったことも期
待をしたいということでございます。

もう一つの指導職員の方でございますが、指導
職員一人当たりの研修生の数が三・五人というこ
とで、相当に充実はされておるわけでございます
が、これにつきましても、先生のお話のようなこ
とは十分ございますので、これからも充実強化に
努めてまいりたいというふうに考える次第でござ
います。

○千葉委員 先ほども出ましたけれども、農業以
外のことも勉強したい、こういう気持ちを持って
いる学生が大変多いわけでございます。それで、
前回のWTOの公聴会の際に福島での公聴会が
ございまして、その中でいろいろな対応のとき
にも、やはり農家に残っている青年、その中で海
外研修に参加した青年がほとんど落ちないで、よ
しやろうというんで頑張っているわけなんです
ね。

ですから、やはりこの二年間の研修の中で、青
年ですから世界に知識を求めたりあるいは世界に
友を求める、あるいは国内交流があってもいいか
るべきだと思いますが、そういう積極的なことを
やって、友達ができたり、海外へ行ってフランス
の農業を見に行く、アメリカの農業を見てその中

からもう一遍日本の農業を考えて、将来を担う
我々はどうするんだ、こういうふうな希望を与え
るプランというのがやはり今度の支援政策の中に
あっていいんじゃないか、こう思いますが、いか
がでしょうか。

○日出政府委員 先生お話しのように、農業大学
校の在籍中に、一カ月程度でございますけれども
海外農業研修をやる学校が多くなっております
た。これにつきましても、先生お話しのような大
変大きな効果が期待できますので、この充実強化
に努めたいと思っております。

一方、卒業生の海外研修につきましては、これ
まで私どもは国際農業者交流協会の派遣制度とい
うところで、これは私どもが助成をいたしてあり
ますが、年間ではいいますと、百六十人ほどこう
いった青年農業者の海外研修ということも進めて
おるわけでございます。これにつきましても、今
後とも充実を図ってまいりたいと思っております
でございます。

○千葉委員 一番大事な後継者育成でありますの
で、さらに力を入れていただきたいとお願いをい
たしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○中西委員長 本橋弘道君。

○本橋委員 備蓄の問題についてお尋ねをいたし
たいと思います。

実は昨年の、さきの国会の予算委員会でも、農林
大臣にもあるいは防衛庁長官にも自治大臣にも、
それぞれ一朝有事の際の備蓄を万遺漏なくするべ
きだという質問をいたしましたところ、それぞれ
の大臣から大変完璧な答えをいただいたのであり
ますが、残念ながら、この大震災の中で都道府
県、市町村の食糧の備蓄の問題については、心な
らずとも大変厳しい結果になったということござ
います。

実は、大変申し上げにくいことでありますが、
大臣にぜひ聞いていただきたいことは、かつて農
林省、特に食糧庁の食糧会計の赤字の問題で、一
兆円になんとする国家財政負担を余儀なくし

たことがございますね。その気持ちで常に農水
省あるいは食糧庁の中に残っているのかどうかは
わかりませんが、私からすれば、一年間の租税収
入が五十兆の中の一つで、一億二千万の命の
主要食糧を備蓄をしておく、食糧安保の見地から
すると、決してそれは国民の目からもむだな金
だったというふうには思えないと思うのでありま
す。

とりわけ一兆円の負担というのは毎年ではあり
ませんから、とすると、備蓄の問題、またこの前
NHKの教育テレビで、かつての食糧法と全く違
うのは、新食糧法の中に明確に備蓄の量を百五
十万吨と明記してあるんだというふうにどこか
の学者が言っておりました。宿舎でそのテレビを
見まして、すぐ新食糧法をそうだったかなと思っ
て見直してみたら、それはないのであります。
で、これずっと私自身のことと言いますと、農青
年活動、農協運動あるいは地方議会の活動の中
で、国の米の備蓄の問題についてはその都度こ
ころ変わってきたという感じが否めないんであり
ます。

大臣にぜひお尋ねしたいことは、この阪神の大
震災を契機に食糧の備蓄について、新食糧法で食
糧の備蓄がきちっと賄うことができるのか。ある
いは片一方の、生命を維持するために極めて重要
と言われる石油エネルギーについては、石油備蓄
法という法律が別個にできているんであります
が、私自身も主要食糧の備蓄については新たな立
法化、単独の立法化を図るべきだというふうに
思っておりますが、その辺あわせて大臣
の所信のほどを伺いたい、こう思います。

○大河原国務大臣 昨年、一昨年のことからの推
移を見ますと、平成五年度の大凶作にかんがみま
して、我々としてはゆとりある需給を確保するた
めには、やはり十分なる備蓄が必要だということ
で、それを前提にいたしまして、新食糧法案でも
備蓄を、需給調整を兼ねながらも、役割を持たせ
ながらも相当程度の備蓄を行うということは、新
食糧法案を御審議願った際にも申し上げたとおり

でございます。数量は書いておりません、百五
十万吨というの。しかし、はつきり過去の戦
後の凶作の経緯、不作の経緯、そういうものから
見て、やはり百五十万吨を基本ラインにして、
さらに需給調整のゆとりを持って、上の方に約五
十万吨程度の幅は持たせるべきではないかとい
うことも申し上げたとおりでございます。これ
は百五十万吨、基本的には政府米でやるわけ
ですけれども、自主流通米につきましても、生産者
団体の在庫調整、これに対しても国が面倒を見る
というふうなことも申し上げて、新食糧法の基本
計画におきましても、その生産者団体の在庫の保
有ということについての規定があるわけござい
ます。

そういう意味で、大きな不作、その他の米全体
の需給にかかわる問題につきましては、それにつ
いての対応の備蓄につきましては、それによって
対応していったらざるべきであらうというふうに
思うわけでございます。

今回の阪神の大災害につきましての言及をちょ
うだいしたわけでございますけれども、これにつ
いては都市災害の局地的な災害でございまして、
現に私どもも、政府米が神戸、兵庫県にも二万数
千トンございまして、二万七千トンですか、大阪
にも二万何千トンある、自主流通米を含めると、
兵庫県内では十二万トン、これは全体の県の消費
量が月三万トンでございますから、四カ月分ある
というふうなことで、応急の米について申せば対
応ができたわけでございます。

そういうような経緯でございますけれども、特
に備蓄については、全体の不作その他のための備
蓄とともに阪神の災害等につきましては、やはり
その周辺においてどの程度の備蓄主体を、備蓄は
国なりあるいは公共団体において持つべきである
か、その配置の場所とか、あるいは炊飯施設と
セットにしてこれを行うべきであるとか、あるい
は輸送のルートなり配送のルートというふうなこ
とについて、あるいは備蓄対象の品目等について
もいろいろ御意見をちょうだいしておるわけで

ございまして、単純な玄米なり、あるいは精米をする施設とのセットで置けばいいという話もあるが、なかなか災害のときは大変だ、したがって、乾燥米飯とかあるいは缶詰米飯とか、そういうものをむしろ備蓄したとか、大災害であつても都市災害的な局地災害についての備蓄の対応等については、今後危機管理体制の一環として考えていくべきであるというふうに思つておるわけでございます。我々としてもせっかくの御意見でございますので、備蓄法というものについても、今回の経験あるいは不作の経験あるいは新食糧法における備蓄制度というものをそれぞれ勘案いたしまして、今後の検討課題にさせていただきます。さうに思ふわけでございます。

○木幡委員 ぜひ御検討いただきたい、こう思います。特に備蓄の問題で出てまいりますのは、昨年六十五万トン、六十五万トンの合わせて百三十万トンにする、こう決定をしたらば大豊作になった。大豊作になった途端にまた減反緩和から通常どおりの減反に御協力をいただかなければならぬ。もちろんこれは財政的な面、あるいは国の食糧を預かっている方々からすれば当然そういう結果になるということは理解はできません、農家からすれば、とれなくればとれなくなつた大騒ぎ、豊作になれば豊作になつたで即座にまた減反強化だというふうに、これが農家の方々が農水省に対して不信を抱く一番の原因かな、こう思つておるわけでございますので、この減反政策と備蓄の問題、常にリンクをすることはわかっておりますが、常によく見えない。この辺もあわせてぜひ御検討いただかなければならない、こう思つております。

それから大震災であります、これはもう現地の食糧事務所、私も食糧事務所で乾パンを備蓄していただいたのは初めて今回知つたのでありますが、大変機敏な対応で、農水省、食糧事務所の方々は現地から大変喜ばれたというふうに聞いて、喜ばしい限りだ、こう思つておるのであります。

大豊申し上げにくいことを大臣に言いますが、実は亀井運輸大臣と大河原大臣が青森で党人としての行動をなさつた。これは、運輸大臣はわずかに十分しかいなかったんだ、携帯電話もあるし、何でも指示をしていつているから党人としての行動をとるのも別に構わなかったという旨の答弁をなさつております。これは当然、今携帯電話もありますし、ファクシミリもありますし、マルチメディアの時代でありますから、そういうことを議論すれば、これは大臣全部自宅にいても構わないということになるわけでありまして、指示命令を行うことができるメディア、機械さえ持つていれば何でもできるというところにもなるわけでありまして、私が申し上げたいことは、関東大震災以来のこれだけの被害になつたときに、行政の長たる責任者というのや党人というものの重きというのとはちがうかどういふふうな形で重きを置かなければならぬのかということをはっきりしない、これから先の我が国の行政の主たる責任と、そしてまたそれに伴う各担当大臣の意欲というものが国民に伝わってこない、こう思つてございしますが、まずこの件について大臣の気持ちのほどをお聞かせいただきたい、こう思います。

○大河原国務大臣 一月十七日に災害が発生いたしました、先ほども申し上げましたが、緊急炊飯用の三千万トン、あるいはたまたま出た乾パン十萬食というふうなそれぞれ対策、あるいは加工食品とか生鮮食料品、まあ、物でいえばパンとか、L牛乳とか、あるいは即席めんとか各般の供給確保も必要でございますので、それについての業界団体、近畿周辺に事業所を持つ業界団体に対して供給確保について連絡いたしました。さらには、中央の本省における対策本部はもうろんでございしますが、特に現地の原なり市の食糧確保計画、これをしっかりと把握して、これに対するバックアップをするというのが中央の責任でございますが、そのために神戸市に農林省としては独自に食料供給対策本部をつくりまして、調達計画をやつていた。その見通しがはば立つたところ

で私は青森県に対しての政務についたわけでございます。これは今も委員がお話があつたとおりでございます。まして、電話で随時現地から連絡をとりながら状況を把握して必要な指示を与えてきたつもりでございます。まして、災害対策の実際の推進については私は支障がなかったと今でも確信しておりますが、委員が御指摘になるように、大災害に際しての閣僚大臣の基本的な姿勢という点についての御批判等については、謙虚に受け取らせていただきます。

○木幡委員 ぜひこれから先も、内閣総理大臣以下各大臣といひますのは一億二千万国民の行政府における責任者でありますから、ぜひ今大臣が申されたような気持ちで取り組んでいただきたい、こう思つておるところでございます。

残りの時間、行車についてお尋ねをしたいと思います。大震災の復興計画あるいはその後の対策で、ややもすると行革が陰に隠れて見えなくなりつつあるのかという心配をしていらっしゃる一人でございますが、ついこの前新聞に、蚕糖事業団と畜産事業団が統合することが決定したような報道が、大変大きな活字で飛び込んでまいりました。農水省関係の九つある特殊法人の中では、前から蚕糖事業団と畜産事業団の統合については話題になっていたということは承知しておりますが、この辺の報道については、まず大臣どういふふうに思つていらっしゃるか。

○大河原国務大臣 御案内のとおり、特殊法人の整理合理化という問題は、行政改革の一環として内閣の最大の課題であり、それを進める方針でございます。それを受けまして各省とも検討を進めておるところでございますが、一つの節目として、今月の十日までに検討の結果をあれをするというところに相なつておりますので、最終の検討をたまたま省内でも行つておるところでございます。そういうことでございますが、検討の視点、重

点に置いて配慮すべき事項としては、御案内のとおり、昨年のガット・ウルグアイ・ラウンドの協定を受け入れる際の関係法案として、蚕糸砂糖事業団なり畜産振興事業団等が、国境調整のための国家機関というところをあの法律で認められた経緯もあるし、また、畜産物価格安定法その他の現在の時点における果たしている機能、これは引き続き現在現在の畜産の情勢あるいは蚕糸の情勢から必要であらうというところを考えますと、その機能の維持という点も一つの大事な点だといふふうに思つております。それら、その役割の維持と機能の確保という点がいかにされるか、またそれを確保できるかという点については、私どもとしては非常に大事なことでありたいと思つて、現在検討を進めておるところでございます。

なお申し上げれば、現在の蚕糸砂糖事業団は、過去には砂糖事業団と繭糸価格安定事業団と二つに分かれておつたわけでございますが、価格安定事業については両者を統合しても可能であらう、過去の行革の際に統合したという経緯がありまして、その後の経過を見ても、機能自体は果たしてきたという点もあるわけでございます。

○木幡委員 去年の行革大綱では、おおむね二年間を目途に見直しをして、その結果に基づき必要な措置を講ずる、こういふことになつておりますし、それからもう一つは、それぞれ規制緩和の問題も大変この大震災の前には話題になつて、各党から規制緩和あるいは省庁の統廃合の問題、連日かまびすしく報道されたのでありますが、現在の段階で、農水省にかかわる規制緩和その他で実績としてこれはあるぞというふうなものがあったらこの機会にお聞かせをいただきたいのと、今の答弁でよくわかりましたが、その他の、蚕糖事業団、畜産事業団以外の七つのそれぞれの特殊法人についても英断を持って行うことにするのか、あるいはその辺の合理化その他の計画が内部で検討されているかどうか、これもあわせてお聞かせいただきたい、こう思います。

○大河原国務大臣 委員の御質疑の中にもあります

したのですが、まず一つ申し上げたいのは、特殊法人の整理問題は、細川内閣時代は二年ということですが、村山内閣になりまして、現在の内閣において是一年、本年度中に実施するというところに、繰り上げ実施ということに相なりまして、それを受けての検討を続けておるということでございます。

それからまた、農林省所管の九事業団につきましては、それぞれについて検討を行っておるというところでございます。

なお、規制緩和等については、官房長をして答弁させます。

○高橋(政)政府委員 農林省の規制緩和につきましては、今までぜひ規制緩和をやれということによって、今まで特には特に食糧ですね、食糧の流通関係の規制緩和を初めとして今まで特に強調をされて、要請をされてきたところでございます。

それで、これにつきましては、御承知のとおり昨年のWTO国会で、流通を含めまして食糧関係につきましても基本的な規制緩和をした、こういうふうな思っております。また、特に海外との関係では、今まで数量規制をしておいたものにつきましてもこれを関税化するというもので、これも大きな規制緩和であったと思っております。それから、そのほかの規制緩和につきましても内部で検討をしておりますが、我々といましては、この三月までにはそういうことを決めていきたいというふうに思っております。

○木幡委員 行政改革の件で、いつも私思っていますのは、よく中央省庁の統廃合、この大震災を契機に国土庁って一体何なんだというふうなことから、あるいはただひたすら天下り防止だというふうな組っぱい議論が先行するというのは大変好ましくないことであらうと思うのであります。国民そのものも、必要なものは人員を配置し必要でないものは省力化をするということなのであって、すべてを統廃合したり人員を削減するということが必要しも国民が望むところではない、こう

考えておる者の一人でございます。

とりわけ公務員の場合に、この前自民党の幹事長もどこかで講演をなさったのを新聞で見ましたが、役所の場合に、六十歳定年だといいながら五十前後ではほとんどの方が退職せざるを得ないというふうな、ほとんどというのは語弊があると思いますが、退職をするようなケースが多くある。あるいは民間と比べまして、生涯獲得賃金というのが格段の差がある。これを考えまして、ちょうど私と同じく若い年齢で役所を離れるということになれば、ちょうど子供が高校生、大学生の一番お金のかかる年代に収入の道が閉ざされるということであって、当然これは天下りをしなければ生きていけないわけでありまして、これは大臣に伺いますというのはいかがかと思いますが、内閣の一員として、閣議の中あたりでぜひ発言をしていただきたいという気持ちを含めて御質問申し上げます。

特に大臣の場合には、農林省の職員のOBでもいらっしゃる。後輩の方々、特に一昨年の二百年米の大凶作では昼夜を分かたぬ、目を引くような努力をなさっている。あるいは今度の、関東大震災以来の阪神大震災、こういう状態の中でそれぞれの職員が血眼になって働いて、にもかかわらず、世間では一方天下りがどうだというふうな話になる。これはおかしいのであって、当然定年までいられる状態をつくる。民間と生涯獲得賃金の格差が少なくなるように努力をした後、しかしあなた方は天下りについてはだめですよということが両方並行しなければ、これは役所の方々に對して大変申しわけないことだというふうな思っているのですが、期せずして行政改革、各省庁の統廃合、あるいは特殊法人の天下り等々の見直しを契機に、今の私の意見に對して大河原大臣の考え方を伺えたい、こう思っています。

○大河原国務大臣 公務員制度の問題にかかわる問題でございます。委員もおっしゃいましたように、私の所管するところではございません。人

事院等各般の面での検討が必要だというふうに思

うわけでございませうけれども、あえて私見を申し上げれば、昨年の年金制度の改善は、六十歳の現役時代から六十五歳の現役時代に、いよいよ高齢化社会に移るんだというふうなことを考えますと、そういう観点から、現在公務員の一般の定年は六十歳でございますし、また、幹部職員については、組織の新陳代謝というふうなことで、勸奨制度等によってもっと早くリタイアをしていただくというふうなもので、それに応じたやはり公務員等についての在職期間等は考えてもいいのではあるまいか、これはあくまでも私見でございますけれども、そう思っております。

○木幡委員 最後に、六兆百億円のラウンド対策の問題について伺いをしたい、こう思うので

実は、農水省としては予算をいただければどんな形であっても構わないという考え方があろうか、あるいはきちっとさきの国会で六兆百億については議論をし、可決をして正式にその支出をするということになったわけでありまして、当然これは本予算で対応できるような状態であれば、これから先、来年の例えは平成八年度の予算編成のときにまた同じように、例えは大臣がそのまますべて続けたのか、あるいは政局がそのまますべて、これ、だれしもわからないわけでありまして、その都度、やはりきちっと六兆百億の問題については、どんな状態になっても本予算でもって対応ができるというふうなことがなければ、私どもの目からすれば、これ一年ごとに、ことしも一千億ちょっとでありますか、それが大変心もとない感じがするのであります。大臣としては、今回の六兆百億の予算計上の件と、これが平八の当初予算の編成に当たって何らかの影に響きが出ている、心配がない状態で六兆百億の問題についてはお聞きしたい、こう思っています。

○大河原国務大臣 この問題につきましては、昨日も予算委員会において、当委員会所属の小平委員から総理なりあるいは大蔵大臣、私にも御質問をちょうだいしたところでございます。

この点については、私はやはり対策事業の安定的な推進という点からいえば当初予算に計上するのが望ましい。ただし、本年の場合は実は一年目でございまして、末端の実施体制なり末端のニーズというものがあつた場合には迅速に対策に具体的にかかりたいということもございまして、補正予算において計上されたということでございます。

今後の方針としても、やはり当初予算において原則的に盛り込むべし、ただし諸般の事情があれば補正予算によってもそれを補足することはやむを得ないというふうなことで言う以外には、それぞれその年の予算編成の事情、あるいは国内対策の推進状況等いろいろございまして、断定的なことは言いくいではないかというふうに思っております。

○木幡委員 この六兆百億、どうしてもマスコミはいまだにばらまき予算だというふうな論調が崩れておりません。二百年ぶりの大凶作のときのあの米の騒動、これは食糧庁も二十三万トン何がしかなかったという大変心もとない状態もあつたにしても、いざれともかく食糧を生産する産業といひますのは、他の工業生産物を生産する産業とおのずと違うわけでありまして、その辺の意識啓蒙をきちっと、ラウンドを受け入れる、WTOが発足する、国内対策が六兆百億だ、これについてばらまきではないんだということを明確にするためにも、大臣以下農水省の方々が第二次、第三次産業従事者の方々にきちっとわかつていただくという作業が極めて重大だ、こう思うのです。それを最後に、決意のほどを伺って私の質問を終わりたいと思ひます。

○大河原国務大臣 このたびの国内対策六兆百億の対策費だけでなく、農業の、食糧の供給の安定だけでなく、国土資源、あるいは環境とかに

持っている大きな意味ですね、産業としての意味、これについての国民的な合意を得るための努力は常にしていかなければなりませんし、ただし必ずしも私は十分とは言えないわけでございますので、今度の国内対策費に対するいわれなき批判に対して十二分の理解を求めるための努力を引き続きしたい、さように思っております。

○木幡委員 ありがとうございます。

○中西委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 法案に入る前に一言だけ伺いをしておきたいと思っております。

阪神大震災によって農林漁業関係も大きな被害を受けました。兵庫県は全国一を誇るノリ加工施設、工場がありますが、これが壊滅的な被害を受け、卸売市場はもちろん、漁業施設やため池、農地等々その被害は極めて深刻なものであります。大臣も淡路島に調査においでになったということを知っておりますし、また先ほどからその復興のために万全を期すという決意も聞かせていただきました。それは当然のことでございます。

私は、ここで大臣に二つだけ明確に答えていただきたいと思っております。そのノリ加工の、共同施設ではなくて個人の工場ですね、これの問題については中小企業向け融資ということになるわけでありまして、しかしこれはもう無利子融資を実施してはいいというの切実な願いであります。この点については、通産大臣も他の中小企業関係の問題では無利子の融資実現のために全力を尽くすという明確な御答弁をいただいておりますし、小里大臣もそうであります。そこで、大臣の、この点について明確に全力を尽くしていくというお立場なのかどうかを示していただきたい。もう一つは卸売市場であります、これについては激甚災害法に指定されるように要望するとうお話でございました。そこで、それは経緯がどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

○紀内政府委員 今御指摘の個人の所有の被災したノリ加工施設の問題でございますが、今回の災

害により被害を受けられました漁業者の方に対して、御案内のとおりその復旧のために農林漁業施設資金、現行四・七五％でございますが、今回は特に激甚災と同様の扱いということとを即決いたしましたので、御案内のとおり、貸し付け後三年間三・〇％ということとでやっておりますわけでございます。

今御指摘の今後のこれへの対応でございますが、私もどしどしは、今委員からも御指摘のございました被災中小企業者等に対する支援措置というものが今後どういうぐあいに扱われるか、また私どもとしては過去の被災農林漁家に対する災害融資というものも十分見据えていかなければならぬということ、こういうものも見ながら、今後検討をさせていただきますというぐあいに思っております。

○藤田委員 大臣、私が申し上げているのは、無利子融資ということで力を尽くしてほしいということをお願い申し上げているわけですが、今の御説明はよく知っているんです。その上で申し上げておりますので、大臣にお伺いをしているわけですが、卸売市場の問題もともに答えてください。

○大河原国務大臣 今担当審議官から申し上げたとおりでございます。被災中小企業者に対する中小企業金融公庫等の融資等についても最大限の低利資金を確保するというのが通産大臣の姿勢でございます。我々も低利、無利子ということについての確約はできませんけれども、最大限の低利の確保をいたしたい、さように思っております。それから、中央卸売市場の施設被害、相当ひどうございます。特に神戸の東部市場、私も見てまいりましたけれども、東部卸売市場等は非常に大きな影響を受けております。

これに対する災害復旧の問題ですが、現在の農林関係の災害施設関係の復旧体系は、実は農地、農業用施設とか漁港とかという農林水産関係の施設が中心でございます。都市の流通施設等、卸売市場というのはまさに生鮮食料品の供給の基地でございます。そういう意味では食生活のライ

フライン、それに対する助成体系が不備でございますので、今回を契機にいろいろな制度としてこれを取り上げるか、あるいは予算として十分にやるか、とにかく復旧についての手当ては何として確保したい、さように思っております。

○藤田委員 それでは、農業経営基盤強化促進法の一部改正案について伺いをいたします。大体この法案は一般会計予算関連法案でありまして、補正予算関連法案ではありません。しかも、この法案は三週間にわたって農地所有者に対して譲渡禁止の私権制限を課すものであります。本来慎重な審議を行うことが国民的課題であります。それを補正予算関連三法案と一括で全体でわずか四時間というようにすることで審議を済ませてしまふことが平気でまかり通る。これは国民から負託された審議権を放棄するに等しいことである。日本共産党としては極めて遺憾であり、このようなことが二度とないことを強く求めておきます。

そこでお尋ねをいたしますが、今回の一部改正は、認定農家に対して、認定農家以外の農地の利用権の集積ではなく農地そのものの利用集積を促進するために、新たに公有地の拡大の推進に関する法律の手法を持ち込んだものであります。これまでの認定農家に対する農地集積手段を強化するものであるわけでありまして、

買入れ協議制は、農用地の所有者からの申し出が前提になっておりますが、実際は市町村の基本構想の中での話であって、市町村や農地保有合理化法人の側から認定農業者の周辺の農地保有農民に対して農地を手放す働きかけが強力に行われ、その結果申し出を行うことになりました。その可能性については農水省も否定をしておられます。しかも、申し出は口頭でも構わないという判断であるために、農地所有者の自主性がどれだけ担保できるかどうかという問題が起こるわけでありまして、特に、買入れ協議制は、三週間の譲渡制限に違反したときは十数万円の過料がかかる。私権に対する制約を課しているものであります。

その自主性が損なわれたときは認定農業者に対する農地集積が強制的なものになってしまうおそれがあるわけでありまして、いかがでしょうか。

○野中政府委員 今回御提案を申し上げております農業経営基盤強化促進法に基づきます買入れ協議制でございます。

お話しのように、これは農地の所有者から自発的に利用権の設定等についてあつせんを受けたというふうな申し出を受けて、そういう申し出を受けたものを受けて、農業委員会として市町村が中に入ってこの買入れ協議を行うというふうなものでございます。

最初のこの申し出というのは自発的に行われるものでございまして、申し出を決して強要するようなものではございません。法文にその点は明確であらうと思われましても、実際の運用に当たりましたら、この買入れ協議制度につきましては地方公共団体あるいは農業委員会、農業者等関係者にその制度の趣旨が徹底をされますように、説明会の開催あるいは通達等を通じて十分指導をしてまいりたいと考えております。

○藤田委員 法律用語として申し出というのは、書面か口頭か、それは定まったものじゃないのです。したがって、非常にこのところが重要な問題なのであります。だから、文書でというふうな口頭じゃだめ、文書できつと申し出を受けるということにするならばすると後でお答えください。

現在農村地域は高齢化しております。今回の買入れ協議制の対象となる農地所有者について、高齢化した農民が多く含まれることになりまして、農地所有者の農地に対する利害関係者も、相続関係者も含めて多数存在することになるわけでありまして、そのために、農地の所有権の移転については関係者の十分な了解がなければトラブルの発生になることは言うまでもありません。それが、基本構想のもとで、高齢化した農民に対して強引な働きかけがなされるならば、買入れ協議に移行した場合は、農地所有者の関係者

す。
また、実用化が急がれる技術であれば、民間企業が既存の制度を利用して研究開発を行う、そして国が責任を持って開発に取り組む、これが本来の筋というのではないのでしょうか。国家予算を民間企業の研究費にする根拠というのは、どう読んでも見出すことはできません。

私はここに、九三年に総務庁が出した「農業技術の開発・普及に関する行政監察結果報告書」というものを持っておりますが、大臣、ちょっと聞いてください。

農水省は、一研究室に配置される研究員数は研究の継続性及び人事管理の観点から三人以上が望ましいとして、九二年七月時点で十試験研究機関の一研究室当たりの研究員配置現員は約二・五六人、三人を下回っている。さらに、十試験研究機関のすべてに配置現員が二人以下の研究室が見られ、その割合は四六・七％に上る。農水省は、過渡的なもので中長期的には解消するとしているが、研究室別に研究員定員を見ても、二人以下の少数の定員配置で細分化されたものが八十九研究室、つまり二一・四％もある。また、一九八三年から九三年までの十年間で研究室数は二・三％の削減にとどまっているのに対し、研究員の定員は七・五％削減されている、こういうふうな指摘をされています。

しかも、この傾向は定員削減によってなお続いており、国の基礎研究、プロジェクト研究を支える研究員数は、減りの一方なんです。こうした状況に手を打たずに、民間に委託すれば研究が進むといったやり方は、農業試験研究が足元から崩れていくものと言わざるを得ません。国が本来責任を持つ公的な試験研究機関にこそもっと力を注がなければならぬと思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○大河原国務大臣 今度の法案との関係でお話ございましたが、それから総務庁の報告等もございましたが、研究室体制で、小部屋制度でいくか大部屋制度でいくか、いずれが可かという問題が一

つの課題としてあるわけでございまして、現在小部屋制度をとっておりますけれども、むしろ過去における大部屋制度で、大部屋というとおかしいですが、その体制の方がしかるべしだという御意見もあるわけでございます。

もう一つは、研究員の不足については、研究補助員、これの充足、確保ということも一つの問題であるというふうな考えておるところでございまして、おっしゃるような、一方的ないろいろな見方については、各般の面からの検討の上で結論を出すべきものだと思います。

○藤田委員 私は、小部屋制度にするか大部屋制度にするかというような問題ではなく、全体として定員が削減されていって、さらにこういう制度が持ち込まれることによって足元から崩れてしまふんじゃないかという危惧を申し上げておるわけであります。

もう最後に、一分になりましたが、農業改良資金法の一部改正案についてですが、今回の資金は、中山間地域で新規作物の導入や新たな栽培管理方法を導入したときに無利子融資を行うものであります。そのこと自身に反対するものばかりありませんが、しかし新規作物導入で中山間地農業が立て直せるのかどうか。そのことについては、農業者自身もこれで立て直せるというふうには思っていないんじゃないか。そのことは、二年前に制定された特定農山村法によって新規作物導入や生産方式の改善など営農改善計画を策定した農業団体の数を見ても明らかであります。

最後に、その数を言っていたら、終わります。○日出政府委員 今回の特定地域新部門導入資金でございますが、大変使いやすい制度でございまして、あるいは対象地域も条件不利地域ということとで、幅広い、二百市町村に及ぶわけでございまして、そういう意味で、これにつきましても、具体的な数字は申し上げられませんが、かなり程度の使いがいのある、あるいは需要が非常に大きいものというふうな考えている次第でござい

す。

○藤田委員 質問に答えてませんね。私は、特定農山村法によって新規作物導入や生産方式の改善などの経営改善計画を策定した農業団体は幾つあるのかというのを聞いたんです。答えはゼロなんです。結局、二年間かかったけどゼロだったんです。私はそこを深刻に受けとめるべきだということを、実は大臣に申し上げたわけでありまして、何としても農産物の輸入自由化、この政策を転換しなければならぬ、そのことを示しているというのを申し上げたわけでありまして、時間がありませんので、終わります。

○中西委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○中西委員長 ただいま議題となっておりまして各案中、まず、青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案について議事を進めます。これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○中西委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君外四名から、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。松岡利勝君。

○松岡(利)委員 私は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本共産党を代表して、青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案に対

する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法案に対する附帯決議
(案)
政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、青年農業者の育成確保に遺憾なきを期すべきである。

一 就業促進方針の策定に当たっては、青年の就業に関する業務を行う団体・機関等と十分な調整を行い、地域の農業の実情を的確に反映したものとするとともに、就業計画の認定に際しては、新たに就業する青年の創意を活かしつつ、就業の実態に応じた弾力的な運用が行われるよう指導すること。

二 青年農業者育成センターの就業促進業務が円滑に行われるよう、新規就業に関する必要な情報が十分集積される体制の整備に努めること。

三 研修終了後の就業が円滑に行われるよう、他の金融・補助制度との連携に十分な配慮を行うこと。
右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。
何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。
松岡利勝君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○中西委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきましても、農林水産大臣から発言を求められておりますので、

これを許します。大河原農林水産大臣。
○大河原国務大臣 ただいま御決議いただきまし
た附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をい
たしてまいります。

○中西委員長 次に、農業改良資金助成法の一部
を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入りますが、討論の申
し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案に
ついて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君
外四名から、自由民主党・自由連合、新進党、日
本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及び日本
共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの
動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。仲村
正治君。

○仲村委員 私は、自由民主党・自由連合、新進
党、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけ及
び日本共産党を代表して、農業改良資金助成法の
一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨
を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業改良資金助成法の一部を改正する法
律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実
現に努め、特定地域の農業経営の改善に遺憾な
きを期すべきである。

記

一 特定地域の基幹的産業である農業の振興に
資するよう、「特定農山村法」をはじめとする
関係制度、対策等との連携を図りつつ、特
定地域新部門導入資金の積極的な活用を図る

こと。

二 新規作物等の導入に当たっては、農業改良
普及員等により地域の特性に応じたきめ細か
な対応を行うとともに、当該作物が定着する
よう加工等による高付加価値化を図るほか、
需要的確な把握、産品の流通ルートの確立
につき適切な助言・指導を行うこと。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、委員
各位の御承知のところでありますので、説明は省
略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

松岡利勝君外四名提出の動議に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農
林水産大臣から発言を求められておりますので、
これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原国務大臣 ただいま御決議をいただきま
した附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力を
いたしてまいります。

○中西委員長 次に、農業に関する技術の研究開
発の促進に関する特別措置法案について議事を進
めます。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありませんので、これを許しま
す。藤田スミ君。

○藤田委員 私は、日本共産党を代表して、農業
に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置
法案の反対討論を行います。

本法案は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連
対策の一環として、平成六年度補正予算案とも

に提出されました。しかし、生研機構の事業を根
本的に変える重大な内容を持つ本法案は、本来な
らば通常国会において十分な審議を行うべきもの
であります。

以下、反対の理由を述べます。

本法案に、これまで民間企業に対して研究の出
融資のみを行っていた生研機構が、民間への研究
委託を行うことは、企業の権益をより拡大するも
のであり、特定のバイオテクノロジー企業やエ
レクトロニクス企業への実質的な企業補助金を拡大
し、知的所有権の優遇も図るものです。

しかも、一括五十億円計上など、民間への研究
費拡大の一方で、政府が直接責任を負っている国
の試験研究機関は、定数減の一途をたどり、研究
体制の充実が必要とされながら、対策はなおざり
にされたままであります。

また、提案されている研究テーマは、ウルグア
イ・ラウンド農業合意の打撃を最も強く受ける中
小農家にとって、緊急な施策とは到底言えないも
のであります。実用化が急がれる必要な技術、機
械は、民間任せにするのではなく、本来国が責任
を持って開発に取り組むべきであり、本法案に反
対いたします。

○中西委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中西委員長 これより採決に入ります。

農業に関する技術の研究開発の促進に関する特
別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君
外三名から、自由民主党・自由連合、新進党、日
本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同
提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出さ
れております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。鉢呂
吉雄君。

○鉢呂委員 私は、自由民主党・自由連合、新進
党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけ
を代表して、農業に関する技術の研究開発の促進
に関する特別措置法案に対する附帯決議案の趣旨
を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業に関する技術の研究開発の促進に関
する特別措置法案に対する附帯決議案
政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実
現に努め、農業の現場に直結する革新的な研究
開発の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 基本方針の策定及び研究開発課題の設定に
当たっては、農業者、農業団体等現場のニー
ズ及び意見を的確に反映し、関連業界、学識
経験者等幅広い分野の専門知識を十分に活用
すること。

二 研究開発の成果の現場への迅速な普及が図
られるよう、協同農業普及事業、農業構造改
善事業等の各種施策において積極的に対応す
ること。

三 本法は、平成十二年三月三十一日までに廃
止するものとなっているが、そのことによつ
て研究開発及びその成果の普及に支障をきた
すことのないよう十分に配慮すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、委員
各位の御承知のところでありますので、説明は省
略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

松岡利勝君外三名提出の動議に賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原農林水産大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○中西委員長 次に、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。藤田スミ君。

○藤田委員 農業経営基盤強化促進法の一部改正案について、反対討論を行います。

我が党は、十ヘクタールから二十ヘクタールまでの経営規模を前提とした一部認定農家に農地を集積し、他方、その認定農家のために事実上の強制による農地を放出することによって多くの農業者が離農などに追い込まれるような差別と選別の新政策の仕組みについては、反対の立場を明らかにしてまいります。

この国の新政策の方針のもと、一昨年成立した農業経営基盤強化促進法は、都道府県が基本方針、市町村が育成すべき農業経営に関することなどの基本構想を策定し、市町村が認定した認定農家に対して、認定農家以外の農家の農地の利用権や所有権を集積することをその基本的仕組みとしております。

今回の一部改正は、認定農家に対して、農地の利用権の集積ではなく、農地そのものの利用集積を促進するために新たに公有地の拡大の推進に関する法律の手法を持ち込んだものであり、これは、これまでの認定農家に対する農地集積手段を強化するものであり、到底賛成することはできません。

農地保有合理化法人による買い入れ協賛制は、農用地の所有者からの申し出が前提になっており

ますが、実際は、市町村の基本構想の中での話になり、市町村や農地保有合理化法人の側から認定農業者の周辺の農地保有農民に対して、農地を手放す働きかけが強力に行われ、農地所有者の自主性がどれだけの担保できるかどうか問題が残る。特に、買い入れ協賛制は、三週間の譲渡制限に違反したときは十萬円の過料がかかる私権に対する制約を課しているものであり、その自主性が損なわれたときは認定農業者に対する農地集積が強制的なものになってしまおうとそれがあります。

このような買い取り協賛制の問題点とともに、農村現場では、これ以上一部の農家に農地を集積していけば、過疎化が進行して、一体農村集落は成り立つのかという不安感が強く出されております。その危惧が現実の問題になっていくとき、この点でも十分な集落単位での話し合いが必要なのであり、このような集落単位での話し合いを十分に行わず、買い取り協賛制で農地の集中を進めることは極めて問題を残すことは明らかであります。

以上、討論を終わります。

○中西委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中西委員長 これより採決に入ります。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中西委員長 この際、本案に対し、松岡利勝君外三名から、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。錦織淳君。

第一類第八号 農林水産委員会議録第二号 平成七年二月七日

○錦織委員 私は、自由民主党・自由連合、新進党、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけを代表して、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、農地流動化の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 効率的かつ安定的な農業経営を速やかに育成するため、本法に基づく農業経営改善計画の認定が円滑かつ着実に進められるよう、市町村等に対する適切な助言、指導を行うこと。

二 農地保有合理化法人の財務基盤を強化するための助成に当たっては、当該法人による農地の中間保有・再配分機能が十分発揮されるよう指導すること。

三 農地保有合理化法人による買入協賛制については、関係機関等との連携のもと望ましい担い手に対する効果的な農地利用の集積に資するよう、地域の実情に応じた必要な助言、指導を行うこと。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、委員各位の御承知のこととしますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

松岡利勝君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大河原農林水産大臣。

○大河原農林水産大臣 ただいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○中西委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました四法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○中西委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中西委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律案

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 農地保有合理化法人(第七條―第十一條)」を「第二節 農地保有合理化法人(第七條―第十一條) 農地保有合理化支援法人(第十一條の二―第十一條の八)」に、「第三十七條」を「第三十八條」に改める。

第二章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 農地保有合理化支援法人

(指定)

第十一条の二 農林水産大臣は、農地保有合理化法人の行う業務を支援することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、当該業務を行う者として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「農地保有合理化支援法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 農地保有合理化支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十一条の三 農地保有合理化支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 農地保有合理化法人が農地保有合理化事業その他の農地保有の合理化に関する事業(以下「農地保有合理化事業等」という。)の実施のために必要な資金を借り入れることにより金融機関に対して負担する債務を保証すること。

二 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のために必要な資金の貸付けを行うこと。

三 農地保有合理化法人に対し、農地保有合理化事業等の実施のための助成を行うこと。

四 農地保有合理化事業に関する啓発普及を行うこと。

五 農地保有合理化事業に関する調査研究を行うこと。

い、及び農地保有合理化事業に従事する者の研修を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十一条の四 農地保有合理化支援法人は、農林水産大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)

第十一条の五 農地保有合理化支援法人は、第十一条の三第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の認可をした業務規程が債務保証業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 業務規程に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

(事業計画等)

第十一条の六 農地保有合理化支援法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農地保有合理化支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十一条の七 農地保有合理化支援法人は、債務保証業務を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、債務保証業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(準用)

第十一条の八 第九條、第十條第一項及び第十一條の規定は、農地保有合理化支援法人について準用する。この場合において、第九條、第十條第一項及び第十一條中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、第九條及び第十條第一項中「農地保有合理化事業」とあるのは「第十一條の三に規定する業務」と、第十一條中「承認」とあるのは「指定」と、同條第一項中「第七條第一項」とあるのは「次条第一項」と、同條第一号中「第五條第二項第四号ロ又は第六條第三項に規定する法人でなくなつたとき」とあるのは「第十一條の三に規定する業務を適正かつ確実に実施していない」と認めるときと、同條第二項中「公告」とあるのは「公示」と読み替へるものとする。

第十三條第一項中「旨の申出」の下に「又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の申出」を加え、「その」を「それら」に改め、「勘案して」の下に「認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう」を加える。

第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の農用地の所有者からの申出の内容が当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、同条第二項の規定による当該農用地についての農地保有合理化法人を含めた調整において認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であつて、当該農用地について、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため当該農地保有合理化法人による買入れが特に必要であると認めるときは、承認市町村の長に対し、次項の規定

による通知をするよう要請することができる。

2 承認市町村の長は、前項の規定による要請を受けた場合において、基本構想の達成に資する見地からみて、当該要請に係る農用地の買入れが特に必要であると認めるときは、前条第二項の調整に係る農地保有合理化法人が買入れの協議を行う旨を当該農用地の所有者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、前条第一項の申出があつた日から起算して三週間以内に、これを行うものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、正当な理由がなければ、当該通知に係る農用地の買入れの協議を拒んではならない。

5 第二項の規定による通知を受けた農用地の所有者は、当該通知があつた日から起算して三週間を経過するまでの間(その期間内に同項の協議が成立しないことが明らかになつたときは、その時までの間)は、当該通知に係る農用地を当該通知において買入れの協議を行うこととされた農地保有合理化法人以外の者に譲り渡してはならない。

6 第二項の規定による通知に係る農用地を同項の協議により買入れた農地保有合理化法人は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう当該農用地を優先的に認定農業者に売り渡し、又は貸し付けるものとする。

第三十七條の次に次の一條を加える。

(過料)

第三十八條 第十三條の二第五項の規定に違反して、同項に規定する期間内に農用地を譲り渡した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

効率的かつ安定的な農業経営の育成と農用地の

利用の集積の促進を図るため、農地保有合理化法人に対する支援の強化、農地保有合理化法人による農用地の買入協議制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年二月十六日印刷

平成七年二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局